

彦根城博物館  
研究紀要

第35号  

---

2025

彦根城博物館



口絵 1 井伊直忠の〈道成寺〉大正 2 年 11 月 22 日 井伊直憲追善能  
(『能楽画報』 8(3)、1913 年、国立国会図書館デジタルコレクション)



口絵 2 井伊直忠の〈二人静〉昭和 6 年 6 月 1 日 井伊神社奉納能











# 井伊家十五代直忠と能——主に演能を中心に——

茨 木 恵 美

はじめに

江戸時代、代々彦根藩主をつとめ、明治期に伯爵となった井伊家の十五代当主、直忠（一八八一～一九四七）は、歴代の当主の中でもとりわけ能を愛好した人物である。大正から昭和初期の名人として知られる、観世流の梅若万三郎（初世、一八六八～一九四六）や六郎（二世実、一八七八～一九五九）などに師事し、生涯、能に打ち込んだ。梅若家の催しなどに出演するだけでなく、井伊家本邸（東京市麹町区一番町、現在の東京都千代田区三番町）でも定期的に能を催し、邸内に本式の能舞台を建設してもいる。明治時代以降、華族や政財界の名士の中には、趣味として玄人の能役者に師事し、自ら能を舞う者が多くあった。素人であるこれら特権階級の人々が行った能は紳士能と称され、彼らによる経済的援助は能役者の活動に安定をもたらし、近代の能楽の発展を支えたとされる。直忠の能はこの紳士能にあたるといえる。

また、大正十二年（一九三三）、関東大震災によって、本邸とともに舞台や伝来の能面、装束が失われた後、直忠は新たに面や装束を収集し、

あるいは作らせた。これが現在、彦根城博物館が所蔵する井伊家伝来能面、能装束となっている。

本稿は、直忠の能に関する研究の一環として、梅若家への入門時期等の基礎情報、能の出演記録とその特徴を紹介するものである。直忠の能は、まだ十分に事例が紹介されていない華族による紳士能の具体例<sup>(1)</sup>であるとともに、近代能楽史における紛争である観梅問題<sup>(2)</sup>とも深く関わっており、注目すべきものと考えられる。

直忠の能を考察する上で基礎史料となるのが、井伊家伝来古文書（近代文書<sup>(3)</sup>）（彦根城博物館蔵）以下、井伊家近代文書<sup>(3)</sup>と、直忠の蔵書、琴堂文庫（彦根城博物館蔵）である。井伊家近代文書には、能に関する大量の直忠自筆メモや万三郎自筆を含む多数の型付、装束の見積などが、琴堂文庫には謡本、型付、伝書、作り物図をはじめとする典籍が多数含まれている。直忠の演能を探る上では特に前者が考察の対象となるが、年代が判明する史料に大正十三年より古いものは確認できず、その大半は同年以降のものと思われる。これは、大正十二年の関東大震災によって、井伊家が東京に居を移した明治四年（一八七二）以降に作成された史料のほとんどが失われてしまったためと考えられる。後述の通り、直忠の梅若家入

門は明治三十一年（一八九八）、積極的に舞台に立ったのは大正九年までであるが、右の事情によりこの間の史料は残されていない。よって、大正十二年以前の直忠の能については、明治期の能楽復興の立役者の一人である万三郎の父である梅若実（初世、一八二八～一九〇九）が記した日記『梅若実日記』（以下、『日記』<sup>4</sup>）や当時の能楽雑誌、新聞などを参照した。

## 一 直忠の経歴

本論に入る前に、直忠の略歴を確認する。

直忠は、明治十四年（一八八二）五月二十九日、伯爵である井伊家十四代当主、直憲（一八四八～一九〇二）の次男として生まれた。母は、有栖川宮幟仁親王の三女、糟宮宜子（一八五一～一八九五）である。長男の弘太郎は、明治四年に生後僅か三ヶ月で夭折したため、実質、長男として育てられた。ほかに兄弟、姉妹はない。身体はあまり丈夫ではなかったらしく、三十二年（一八九九）十月三十一日、病気を理由に学習院中等科を退学<sup>5</sup>している。

三十五年一月八日、直憲が病により死去し、直忠は二十二歳<sup>6</sup>で十五代当主、伯爵となった。四十三年、双子の長男直愛と次男直弘（後に正弘と改名、本稿では正弘に統一<sup>7</sup>）が誕生。大正十二年（一九二三）九月一日、関東大震災に伴う火災により本邸が焼失したため、直忠と家族は角筈別邸（東京市外淀橋町角筈、現在の東京都新宿区）に転居する<sup>8</sup>。太平洋戦争中も疎開することなく居住し、終戦の二年後、昭和二十二年（一九四七）四月一日、病により同地で死去した。享年は六十七歳。井伊家菩提寺である世田谷の豪徳寺に葬られている。号は楽堂<sup>9</sup>および琴堂、諡号は直心院殿忠山琴堂大居士。

## 二 直忠の演能

直忠の演能はその内容から、梅若素人能での初舞台（明治三十九年十月）、観梅問題による梅若一門の独立（大正十年七月）を区切りとして大きく三期に分けて捉えることができる。以下これに従って紹介する。

また、直忠の演能記録を、直忠つまり井伊家主催の催しとそれ以外に分け、それぞれを表1、表2としてまとめた。直忠の演能の全体像を把握するため、面と装束を用いて演じる基本の上演だけでなく、囃子や仕舞<sup>10</sup>などの略式の上演および素謡会も含めて採録した。

### （一）初舞台以前（明治二十九年～二十九年九月）

この期間は、謡の稽古開始から、初めて観衆のいる舞台に出演する、つまり初舞台を踏む前までの修養を中心とした期間である。

#### ①梅若家への入門と稽古

直忠の稽古開始時期や梅若家入門の経緯については、自身が回答した『能楽画報』のアンケート<sup>11</sup>から知ることができる。これによると、直忠は幼少期より能を好み、直憲に伴われて能楽堂へも足を運んでいた。明治二十九年（一八九六）、十六歳の冬、広瀬季庸という素人の謡の師匠から謡を習いはじめ、この年、観世流の安井橋平から太鼓の稽古も受け始めた。そして、謡の基礎を学んだ後、三十一年九月から梅若万三郎、六郎について本格的に稽古を開始した。『日記』<sup>12</sup>の記述から、その初稽古は九月八日であったと考えられる。なお、ただし、太鼓の稽古は開始後、

中絶し、三十八年から増見仙太郎（二八五〇～一九一六）について稽古を再開した。

江戸時代以来、井伊家では能が愛好され、喜多流が浸透していた。<sup>(13)</sup> 直憲も能への造詣が深かったとみえ、能楽保護のために明治十四年（二八八二）に設立された能楽社に十七年から発起人の一人として名を連ね、二十三年、組織改編によって能楽堂と改称してからは、取締としてその活動に尽力している。<sup>(14)</sup> 直忠が能に関心を持った背景には、能を愛好する井伊家の家風や直憲の影響があった。

しかし、喜多流ではなく観世流の万三郎に師事したのは、直忠の強い希望によるものだった。『日記』や万三郎の芸談<sup>(15)</sup>にも、井伊家から万三郎名指しで稽古の依頼があった旨が記されている。<sup>(16)</sup>

当時、喜多流の重鎮で元彦根藩能役者の喜多文十郎は、既に没し、後継者がなかった。梅若家は実を中心に、万三郎、六郎、二人の義弟で観世宗家分家の観世鉄之丞（華雪、一八八四～一九五九）と優れた役者が揃い、華族や政財界の要人、財閥関係者といった特権階級の弟子を多数抱え、観世宗家を凌ぐ勢力となっていた。井伊家と梅若家の関係は、直憲の能楽会、能楽堂の活動を通して次第に深まったとみられ、明治二十九年四月九日の井伊直弼追善能では喜多流宗家である六平太らと梅若一門が出勤し、また、十一月十四日に直憲と子爵鍋島直紀の娘常子との再婚を祝して行われた囃子会には、喜多家ではなく梅若一門が出勤している。<sup>(17)</sup> 直忠本人の希望だけでなく、井伊家と梅若家の繋がりがすであつたことが、梅若家への入門が許された背景にあるだろう。

実が明治十一年から四十年の間に素人弟子に宛てた習物の免状発行記録『伝授免状扣』<sup>(18)</sup>によれば、直忠は三十二年一月に最も初歩の習物である〈九番習謡〉の伝授を受けた。その後、三十四年一月には仕舞の稽

古をはじめ<sup>(19)</sup>、三十五年に当主となってさらに能へ傾倒し、三十六年一月には能の型の稽古に進んだ。<sup>(20)</sup> 『伝授免状扣』に記された素人弟子の大半は〈九番之習謡〉しか伝授を受けていないのに対して、直忠は謡、仕舞、能を合わせて二十二の免状を取得している。これらは、直忠が熱心に稽古を重ねていたことを物語っている。

また、能の免状の取得にまで進んだのは、直忠をはじめ特権階級の限られた人々であつた。免状取得のための稽古には謝礼が、免状の発行には免状料が必要であり、能の免状取得まで達しているということは、それだけ多くの謝礼を師家に納めているということである。これらの収入は能役者の活動を支える基盤であつた。このような経済的面においても、直忠を含めた華族や財閥関係者等は梅若家の有力な後援者であつた。<sup>(21)</sup>

## ②初期の演能

稽古に励みながら開催した素謡会等が、直忠の初期の演能である（表1-1-8）。最も早いのは、〈九番習謡〉の伝授を受けた翌年、三十三年二月十一日に、旧彦根藩士で当時、直忠の教育係であつた石黒務宅（東京市麹町区六番町）で開催した素謡会（表1-1-1）である。この時〈高砂謡〉、〈八嶋謡〉、〈蟬丸謡〉、〈安宅勸進帳謡〉を披いた。そして三十四年三月三日の素謡会（表1-1-3）では素謡の後に仕舞を舞い、三十七年（表1-1-7）には囃子と仕舞を、三十九年（表1-1-8）には装束をつけて〈高砂祝言之式〉を演じるまでになっている。

これらの会には、シテ、ツレ、地謡として実、万三郎、六郎、鉄之丞の息子の織雄、一噌銃二といった梅若一門が出勤した。加えて、ワキ方の野島信、囃子方の石田清吉、大倉繁次郎、三須錦吾、一噌銃二の父の要三郎、直忠の太鼓の師である増見仙太郎、大蔵流狂言役者の山本東次



に松を描いた屏風を立て、橋掛りの前面には仮設とみられる欄干と松が設置されているのが分かる。

この舞台では満足できなかったのか、直忠は大正八年、本邸の南東に一階建四室の楽屋と六十畳を超える見所を備えた本格的な舞台を新たに建設した(図2)。舞台開きは、四月十五日、十六日に行われ(表1、40、41)、直忠は初日に四番、二日目に三番を演じた。この他、初日には万三郎六郎、鉄之丞、喜多六平太、二日目には直忠と同じく梅若家の素人弟子である三井深泉、古市公威、久米民之助という、井伊家と直忠ゆかりの人々が出演した。

図2 井伊直忠の 鳥追舟 大正9年10月12日 井伊家催能  
(『謡曲界』13(6)、1920年、国立国会図書館デジタルコレクション)

能舞台建築の研究者で設計者でもあった山崎楽堂によれば、この井伊家の舞台は、橋掛りの床板が幕口の所まで途切れている所までも含め、梅若家の舞台を写して作られていた。鏡板は、有職故実に詳しく歴史画をよくし、華族会館の鏡板なども手がけた日本画家、小堀鞆音が手がけた。鞆音は、江戸時代彦根藩領であった栃木県佐野の出身でもある。

井伊家の催能は、基本的に能五番とその間に狂言四番を演じる形をとっており、春の会では最初に「翁」が演じられた。注目されるのは、直忠が四番もしくは三番、時には五番全てのシテを一人で演じていることである。五番全てを演じる場合、ほぼ休憩なしで終日演じ続けることになり、その労力、精神力は並大抵のものではない。当時の能楽界にも五番を続けて演じる者はほぼなく、その熱心さと精力家ぶりがしばしば雑誌などに語られている。直忠が華族であることによって過大に評価されている面もあるが、少なくとも複数曲の連続上演が直忠の演能の特徴と捉えられていたといえよう。

## ②直忠の稽古

それを可能したのは、直忠の余念の無い稽古であった。その様を間近に見ていた正弘によると、直忠は、「毎日朝食後に、三十分間ぐらい居間に端坐して謡曲を――二番吟じ、午前十時頃から――二時間舞台上に立つて演能の稽古を行い、午後は梅若万三郎・観世鍔之丞・山口直知・高安幸喜等を代る代る招いて舞台上で演能の指導を受けるのが日課であった」<sup>(28)</sup>。直忠の稽古の様子を紹介する『能楽画報』の記事にも、「一人で五番の能を続けて舞ふのは、恐らく井伊直忠伯爵一人だろつとは世の定評であるが、「毎日午前中は万三郎、六郎の両先生を隔番に呼んで稽古され、午後は増見先生が太鼓の稽古に出る、型では謡でも拍子でも」「これならよい」と云ふ所迄漕ぎつける迄は同じ所を万灯でも稽古される。それから夜分になれば、一人で舞台上に立ち、御自分で謡ひつゝ舞ひつゝ、能二三番の自修をされる。」「二三番の能を謡ひながら舞ひ得るのは、全く伯の絶倫なる精力が茲に至らしめたものであろう。」と語られている。<sup>(30)</sup>「稽古や研五番の能を演じる理由を、直忠は次のように語っている。」



梅若流が独立すると父の繁次郎とともに同流専属となり、もっぱら小鼓を担当した。井伊家の催能でも小鼓を打っている。

太鼓は、直忠の太鼓の師である増見仙太郎が、多くをつとめている。仙太郎が亡くなった後は、長男の金春林太郎（国泰 一八九七―一九四二）が度々出勤した。

笛は、はじめは一噌要三郎（一八五二―一九一〇）が多くつとめている。要三郎の次男銚二は、万三郎の義弟である観世鉄之丞の娘智となっており、しばしば井伊家の催能にも出演している。要三郎没後は、同流の藤田多賀蔵（一八五四―一九二九）が多く出演した。

井伊家催能の狂言には、常に山本東次郎とその一門、河内晋（三世東次郎 一八九八―一九六四）、高井則安（一八九七―一九七六）と素人弟子の大月登也（渡辺勝三郎）が出演した。

以上のように、共演者にはやはり梅若家に関係のある役者が多い。

また、井伊家の催能でシテをつとめた人物達も注目される。

最も多く出演しているのが三井溪泉（高真 一八六八―一九四三）である。三井財閥の一家である三井伊皿子家八代当主で、梅若実から熱心に稽古を受けて多くの免状を伝授され、さまざまな舞台に立った実力者である。次いで出演回数が多いのは、土木工学で内務省土木局長、帝国大学工科大学学長などをつとめた古市公威（一八五四―一九三四）で、明治十四年に梅若家に入門した。重い習物も数多くつとめ、実が鐘後見をつとめて道成寺も披いた実力の持ち主であった。この二人以外に、宝生家のパトロンである侯爵蜂須賀誠堂（茂昭 一八四六―一九一八）、梅若家素人弟子である実業家の久米民之助と、近代の茶人として知られる高橋篤庵なども出演している。また大正元年、二年で小鼓を打った松平錦台は、宝生流の謡をよくし小鼓などにも巧みだった子爵松平頼和である。

これらの共演者のネットワークは、直忠の能を考える上で重要な要素の一つといえよう。

#### ⑤直忠の上演曲

この期間で直忠が演じた曲の種類は、初番目物二十一曲、二番目物十三曲、三番目物十六曲、四番目物四十七曲、五番目物二十九曲であり、四番目物が最も多く、五番目物と初番目物がこれに次ぐ。

特に注目されるのは、直忠が二番目物、三番目物よりも初番目物つまり脇能、神能を多く演じている点である。脇能は祝言性が重んじられる所に特徴があり、神事芸能そして武家式楽として発展した能にとつて重要な位置を占めるが、劇としての物語性が希薄であることから、高砂や老松、竹生島といった主要な曲以外は上演の機会が乏しい傾向にある。これは明治から大正期においても同様であった。その中にあって直忠は、この脇能を積極的に演じることで知られていた。山崎樂堂は、「井伊伯爵は進んで脇能を勤められる方である。殊に滅多に出ないものをよく練習して演つて見られる。これが当世珍しい物好きで、頗る結構な事だと思ふ<sup>(34)</sup>」<sup>(34)</sup>、離子方養成に力を注ぎ、能楽会理事として能楽の振興に尽力した池内信嘉も、「一般からそれ程まで閑却されて居る神能を好むで演ぜられる熱心さは所詮外の素人と同一視すべきぢやない<sup>(35)</sup>」と述べている。<sup>(35)</sup>

また、直忠の上演曲には外百番の割合が高い。外百番とは、江戸時代以来行われてきた通行曲二百曲の分類で、比較的身近な演目百曲である内百番に対して、それ以外の百曲をいう。現代では上演頻度の高い曲も含まれるが、いわゆる稀曲とされるものが多くを占める。直忠が演じた曲の内、初番目物は二十一曲中十七曲、二番目物は十三曲中三曲、三番











P >/ - %\$A b+ †0°6 >&- b+ >'

\*P c %\$Ä+3 @ & K S y f < ) € + + > 8(ó1t 3 É ^]†µt'lb ††r\ u S v b [6•  
u.] ¥0° + & + &#i 1t#ú Á i æ b+ & ± Gi æ b+ & b o ? '00b\_° WS,°0°!†g. K S  
%\$Ä @ †L S d c †@µ j / 'D \ K S r S @, è ¥ [ †K S œ c & > [ z †0° K S  
%\$Ä è ¥ @, †X \ u S œ c †... \_ Q b i S b s †0° K S  
†% ††... c % \_ V3U I € S \_ † \_ 0°3U K S V3U @ ^ C Y Ä ^ v b \_ X 8 Z c > (> (> (> ( \ K S  
††É K Z 8 S @ • \ ^ W S v b c ) Y C E \ K S

| S • | 6a & ° v ¥ | ° <K | j&a>& >'                    | ‡%  | - †*...'   | *f   | %                                 |
|-----|------------|------|-----------------------------|---|--|--|-----------------------------------|
| Ä   | v ¥        |      | (ó1t >&%¼; i ' i >'         | 9x%A µ 1 .ü x ó t<br>É4 , 8197° *x  | u.] u.] S U4( u.] .4{  | 9x%A 1t µ 1 1t<br>,ü x 1t ó i É4<br>' 1t † C | u.] ¥0°                           |
|     | v ¥        |      | (ó1t >& 0...> 94p>'         | f v   | u.] S U4( u.] .4( u.))É7• É<br>•¾ 4{   | f v 1t † C u.]                               | ¥0°                               |
| Ä   | v ¥        |      | (ó1t >& Ç! 9 >'             | 8) \ / Ç n C - . j<br>77 ^ . ( ^ 30° #8 )<br>Ü+Ü #ä § j - ¥   | u.] u.] S U4( u.] .4{  |  | u.] ¥0°                           |
|     | v ¥        |      | (ó1t >& Ç! 9 >'             | 84, < P9- # 8<br>E 2 CE u.ä., %0<br>Ü+Ü 8) j -  | u.] u.] S U4( u.] .4( u.)<br>É7• M 15§ §   | %0 1t † C                                    | u.] ¥0°                           |
| Ä   | v ¥        |      | (ó1t >& Ç! 9 >'             | > (> (> (> (>   | u.] S U4( u.] .4{  | G b ¥ è7F_ v K C c<br>¥ & i Ø 6ä & ?         | u.] ¥0°                           |
|     | v ¥        |      | (ó1t >& Ç! 9 > ?            | > (> (> (> (> u.] .4{   |  |  | u.] ¥0°                           |
| Ä   | v ¥        |      | ' , 6<br>>&- *4p>'          | 3 É ° Ç %¼ 9x%A<br>Ü+Ü ± ä É É +8<br>p Y Ü  | ± < > 8%¼#ä è • ' < > 8 U8r6 Ä<br>'œ>8 M 10[ U4{ ' < > 8 Q0b Y '4{<br>u.] u.] S U4( u.] .4( u.)<br>É7• M 15§ §   | /Ü%T#Y                                       | u.] ¥0°                           |
| Ä   | v ¥        |      | 6 &<br>>&- *4p>'            | 3 É É ° Z'<br>Ü+Ü / Ç n C ° 5<br>Ç † % + Ü I Ä • + Ü<br>p   | 9x%A ä Y > 85 ä TM ± < > 8%¼#ä è<br>' < > 8 U8r 1 - 'œ>8 M 10[ U4{<br>' < > 8 Q0b Y '4{  | /Ü%T#Y 9x%A & f0• ...<br>' c/æ ° [ † L •     | u.] ¥0°                           |
| Ä   | v ¥        |      | ' , 1t 6 >&-<br>+Ü Z >' *4p | 9x%A ° Z' +8 p<br>3 É < #5> &' < >' )<br>V > &' < >' )<br>*10• † • è4Ç  | ä Y > 85 ä TM ± < > 8 ± j)¾ 4( %¼<br>#ä è • ' < > 8 U8r6 Ä U8r 1 -<br>'œ>8 M 10[ U4{ ' < > 8 Q0b Y '4{<br>'10>8 É •¾ 4{ u.] S U4( u.) .4( u.) >'7• É<br>#ä 11 8 É #ä • Ç OY § » U4{ 5e<br>CE G É • %\$%±   |  | u.] ¥0°                           |
| Ä   | v ¥        |      | 6+ >&- *4p>'                | 8, 7 9x%A #ä § +8<br>p S c p Ü&f0•<br>*10• ;' * , -   | ä Y > 85 ä TM ± < > 8%¼#ä è • 9x ó<br>#U ' < > 8 U8r6 Ä U8r 1 -<br>' < > 8 Q0b Y '4{ 'œ>8 M 10[ U4{ '1<br>0>8 É •¾ 4{ #ä 11 8 u.] S U4( u.) .4( É #ä 11 8 u.)<br>É7• OY § » U4{ É #ä • Ç M<br>15§ § , ž , •  |  | u.] ¥0°                           |
|     | v ¥        |      | 7 Y 3 É<br>>&- *4p>'        | 3 É U U • \$  | ± < > 8%¼#ä è • 9x ó: #U ' < > 8 U<br>8r6 Ä U8r 1 - ' < > 8 Q0b Y '4{<br>'œ>8 M 10[ U4( u.) S U4( u.) .4( u.)<br>4( u.) É7• M 15§ § 7÷ CE ° M<br>É • %\$%±   |  | u.] ¥0°                           |
| Ä   | v ¥        |      | 6+ >&- *4p +Ü Z >'          | 88° È < ... n ° Z<br>' / ° œ...+Ü \ / Ç n<br>C f v  | > (> (> (> (>  |  | + &<br>Z , ° > & Ä<br>' > ,       |
|     | v ¥        |      | - & + >&-<br>4p +Ü Z > ?    | > (> (> (> (>   | > (> (> (> (>  |  | + &                               |
| Ä   | v ¥        |      | - & + >&-<br>4p +Ü Z >'     | 7/7) É<br>° 0! n C>&¶ p><br>.ü x p/æ °<br>%#<br>M1° È<br>Ü+Ü 's.a<br>*10• 't / ' > ° %¼&, 9x - N °<br>Æ ó É •¾ 4{ | ä Y > 85 ä TM ± < > 8%¼#ä è • ' < > 8 U8r 1 • 'œ>8 M 10[ U4{<br>@ , > 8 u.] S U4{ ± < > 8%¼#ä è • ' < > 8 %¼ -4{ 'œ>8 M 10[ U4{ 6è>8 É •¾ 4{<br>u.] S U4( u.) .4{<br>ä Y > 85 ä TM ± < > 89x ó: #U ' < > 8 Ç '8— ó ' < > 8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ä "2l-¶ 6è>8 É •¾ 4{<br>' < > 8 Q0b Y '4{<br>u.] 11 8 M 15§ §<br>' < > 8 Q0b Y '4{   | %¼ « † ° C                                   | + &                               |
| Ä   | v ¥        |      | - & + >&-<br>4p +Ü Z >'     | ¶<br>9x%A<br>#ä § P ...g<br>° Z' I ,<br>Ä TM<br>%# ± ° È<br>*10• Ž È : y 8<br>' . 78b d                           | 8 'y>8 , C-¶ U\$ ]>8 É •¾ 4( S>87÷ CE ° M<br>ä Y > 8 #0 , ± < > 8%¼#ä è • ' < > 8 +6è è ' < > 8 Q0b Y '4{ 'œ>8 M i j .4{<br>ä Y > 85 ä TM ± < > 89x ó: #U ' < > 8 ± ° '4{ 'œ>8.(#ä "2l-¶<br>ä Y > 85 ° 2 -4{ ± < > 8%¼#ä è • ' < > 8 Ç '8— ó ' < > 8 Q0b Y '4{ 'œ>8 M i j .4{<br>@ , > 8 u.) '07•<br>ä Y > 85 ä TM ± < > 89x ó: #U ' < > 8 U8r 1 - ' < > 8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ä "2l-¶ 6è>8 É •¾ 4{<br>9x - N ° Æ ó É •¾ 4( É •¾ 4{ | ] † ° C                                      | + &<br>&#<br>i i , > & Ä<br>' > , |

|                 |     |                          |   |   |  |           |  |
|-----------------|-----|--------------------------|---|---|--|-----------|--|
|                 |     |                          |   | <p>á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 ¼ -4{ ' &lt;&gt;8 Q0b Y '4{ 'œ&gt;8 .(#ã '2!4</p> <p>μ 1 © ,&gt;8 U - ñ (</p> <p>\ ] á Ÿ&gt;8 #Ö , ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 Ç '6 ý 'œ&gt;8.(#ã '2!4</p> <p>ó t È 4 ' á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 ¼ -4{ 'œ&gt;8 M i j -4{ 6è&gt;8 È •¾ 4{</p> <p>u.á., á Ÿ&gt;85 *2 -4{ ±&lt;&gt;89x ó:# U ' &lt;&gt;8 *6è,^ &amp; ' &lt;&gt;8 Q0b Y '4{ 'œ&gt;8.(#ã ø Ö</p> <p>'10• °6è ] ... \$ ' μ ) Ç È È •¾ 4{ 9x - N ' ± v\$Œ "</p> |  |           | <p>+ &amp; &amp;#i +<br/>¾ Ÿ, °<br/>&gt;&amp; Å<br/>&gt;</p> |
|                 |     | v ¥                      | (òt >& - *4p>'  | >(>(>(>( u,] S U4{ u,] .4{ 0{ a5r ...   |  | + &#i     |  |
| ± G<br>± ><br>- | v ¥ | - &+>& - •<br>4p \+U Ž>' | <p>¶ § v € ¶ © ,&gt;8 u,] .4{ 8 'y&gt;8 , 3á-¶ U \$ )&gt;8 È •¾ 4{ S&gt;8 u,] S U4{</p> <p>7' &lt; 81&lt; á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;8 ] i &lt; • ` &lt;&gt;8 ¾ -4{ ' &lt;&gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8 M i j -4{</p> <p>#ã § , w ¶ &gt;</p> <p>¾ i á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 Ç '6 ý 'œ&gt;8.(#ã '2!-¶ U - ñ (</p> <p>f v U - ñ (</p> <p>+è ð á Ÿ&gt;8 #Ö , ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 *6è,^ &amp; ' &lt;&gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8.(#ã '2!-¶ 6è&gt;8 È •¾ 4{</p> <p>'10• &amp;Ÿ ...&amp;, &amp;² È 9è ó È •¾ 4{ ± v\$Œ "</p> |   | + &#i<br>\$ v € ¶ ¾ i x%?<br>6 -   | + & &#i + |  |
|                 |     |                          | <p>&lt;v á Ÿ&gt;8 #Ö , ±&lt;&gt;8 ] i &lt; • ` &lt;&gt;8 Ç '6 ý 'œ&gt;8.(#ã '2!-¶</p> <p>#Ö#ã T% © ,&gt;8 v &lt; Ç Ç È</p> <p>\$Ö S © ,&gt;8 U - ñ (</p> <p>-GV á Ÿ&gt;85 *2 -4{ ±&lt;&gt;89x ó:# U ' &lt;&gt;8 Ç '6 ý 'œ&gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8 M i j -4{</p> <p>± Ö j 8è á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 U -9x TM 'œ&gt;8.(#ã ø Ö</p> <p>'10• Ö g '3Æ e3Æ 5.5* ± v\$Œ " È •¾ 4{</p> <p>°+ 3 È .ĭ8r2! s" `3M " Ÿ &lt;#è°</p>   |   | + & &#i +  |           |  |
| ± G<br>0        | v ¥ | - &+>& - •<br>4p \+U Ž>' | <p>\$fèè á Ÿ&gt;85 *2 -4{ ±&lt;&gt;89x ó:# U ' &lt;&gt;8 ± • • ' &gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8.(#ã ø Ö 6è&gt;8 È •¾ 4{</p> <p>ò œ © ,&gt;8 U - ñ (</p> <p>• † á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 Ç '6 +¹ &lt;&gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8.(#ã '2!-¶</p> <p>³&lt; &lt; ...+Ü © ,&gt;8 ,( #F ý</p> <p>+È&lt; á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;8 ] i &lt; • ` &lt;&gt;8 U -9x TM ' &lt;&gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8 M i j -4{</p> <p>'10• 7œ% Ç 1= !: "@ U Ç *83o È •¾ 4{ ± v\$Œ "</p> <p>3 È Ç8% # è +U 9x «è á Ÿ &lt;-4{ v &lt; Ç ý</p>                  |   | + &#i<br>b x%? 6 - - SÑ:   | + &#i     |  |
| ± G             |     |                          | <p>U'— ¶ p&gt;8 u,] S U4{ 0{ a5r ... e ± &lt;&gt;89x ó:# U ' &lt;&gt;8 U8r è Ÿ &lt;&gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8.(#ã ø Ö</p> <p>ó ĩ © ,&gt;8 U - ñ (</p> <p>¾ i © ,&gt;8 • • ' 1 '</p> <p>G, © ,&gt;8 , w ¶ &gt;</p> <p>4( B N á Ÿ&gt;8 #Ö , ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 ± • • ' &gt;8 Q0b Y ' • 'œ&gt;8.(#ã '2!-¶ 6è&gt;8 È •¾ 4{</p> <p>3 È /% u,] .4{</p> <p>'10• &amp;Ÿ4\$ b&amp;, Á ° □ † ç Ç È ± v\$Œ " È •¾ 4{</p>  | 4(BN † C<br>+ & - 4(BN<br>b) , + &#i<br>4(BN b x%? 6 -  | + & &#i +<br>\ , , ° > ±<br>><br>G<br>... ¥, ° ¼ 4"<br>7C6 >& ± G  |           |  |
| ± G             | v ¥ | - &+>& - •<br>4p \+U Ž>' | <p>¶ 8 'y&gt;89x - N ' U \$ )&gt;8 Æ ó S&gt;8 u,] S U4{</p> <p>) . 9? á Ÿ&gt;85 *2 -4{ ±&lt;&gt;89x ó:# U ' &lt;&gt;8 ± • • '4{ ' &lt;&gt;8 Q0b Y '4{ 'œ&gt;8.(#ã ø Ö</p> <p>Ó \$ U - ò ...</p> <p>*Z/' U - ñ (</p> <p>5\$ÇÈ á Ÿ&gt;85 à TM ±&lt;&gt;89x ó:# U ` &lt;&gt;8 U -9x TM 'œ&gt;8.(#ã '2!-¶</p> <p>• ,q &amp;Ÿ0• ...' á Ÿ&gt;8 #Ö , ±&lt;&gt;8 è È ; \ ` &lt;&gt;8 ¾ Ç È • ` &lt;&gt;8 Q0b Y '4{ 'œ&gt;8 M i j -4{</p> <p>'10• Ç +! È % Ç , &lt; i È 6Ü ) ' È •¾ 4{ ± v\$Œ "</p>  |   | \ ¥ % \$ Á c ' ] † †<br>L • È [ 6 WS @ % &<br>m % ò † è ò ' , O ' ...<br>\\ 7H K S S U % & m @ ><br>S ) N 0b œ f O \ ^ W | + & &#i + |  |

|          |     |  |                                |   |                                  |                         |
|----------|-----|--|--------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------|
| ±G<br>>2 | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | Ě                              | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ `>8 Q0b Ÿ`4{<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                 | 1t d#ú<br>b x%? 6 -              | - Ě Ç8% + &#i<br>1t d#ú |
|          |     |  | #Ō#ã T%                        | , wŋ >  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - %\$ L1 3@ŠŌ %&• Ě<br>(á+>& - &.&k+U Ž> | Ç8%                            | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ `œ>8.(#ã `2l-ŋ                                 | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | £ -                            | U - ñ (   |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | * Ō n C                        | ŋ ŋ >8 u.]·4{ `œ>8.Ě ě ;`<br><>8 U -" Ç `œ>8.(#ã `2l-ŋ 6Ě>8<br>£·¾ 4{               | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | !0• (-#ã • 1= 8—               | £·¾ 4{ £6Ū )` ± v\$ŋ "  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | « Þ                            | ŋ ŋ >8 u.]>7• Ě %œ>8 u.]<_7• ±<br><>89x ó:# U` <>8 ±`·4{<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ          | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | -GV                            | ŋ ŋ >87± CE` M á Ÿ>85 á™ ±<br><>89x ó:# U` <>8 ±`·4{<br><>8 Q0b Ÿ`4{ `œ>8.(#ã `2l-ŋ |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | ŋ                              | 8 `Ÿ>89x - N` US }>8 £·¾ 4{<br>S>8 u.]>7•   | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | :o Ÿ                           | , wŋ >  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | 5Š CE                          | .İbr2l1 ý   | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | .i (i Y                        | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ `œ>8.(#ã `2l-ŋ                                 |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | 's.a                           | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 U -" Ç <>8 Q0b Ÿ`·<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                 | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | P9)-                           | ,(•i ý  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | &f0• %t&                       | á Ÿ>8 #Ō, ±<>89x ó:# U`<br><>8 i § M4{ <>8 Q0b Ÿ`·<br>'œ>8 M i j ·4{                | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | !0• Ž Ě ±¾<br>•é4Ç Ě`ã         | £6Ū )` ± v\$ŋ " £·¾ 4{ u<br>-`4{  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | " . s                          | á Ÿ>8.ŋ £ § <>8 ŋ i <·`<br><>8 ±`·4{ <>8 Q0b Ÿ`·<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                  | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | « Þ                            | .İbr2l1 ý   |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | +i f -                         | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ `œ>8 M i j ·4{                                 | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | 3ú`#è                          | U - ñ (   |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | 6 ^                            | á Ÿ>85 á™ ±<>8 ŋ i <·`<br><>8 .•) §4{ `œ>8 M i j ·4{                                | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | !0• 6 μ Ō :ú ß N<br>w μ (u`% Ç | £6Ū )` £·¾ 4{ ± v\$ŋ "  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>+U Ž>                        | ŋ                              | 8 `Ÿ>89x - N` US }>8 £·¾ 4{<br>S>8 u.] S U4{  | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | : #Ō]                          | á Ÿ>8 #Ō, ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ <>85 Ō Ø`4{<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>+U Ž>                        | 7ã                             | , wŋ > i ,(•i ý   | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | + /                            | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 U -" m <>85 Ō Ø`4{<br>'œ>8 M i j ·4{                 |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>+U Ž>                        | ± ä £                          | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ <>85 Ō Ø`4{<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                  | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | * μ - &f0• ...'                | á Ÿ>8 ¾ .i .İ <>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ <>85 Ō Ø`4{<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ               |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | !0• Ä • 6Ū CE .<br>9Ō 5.5`     | u -`4{ i £6Ū )` £·¾ 4{ ±<br>v\$ŋ "  | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | # - P8                         | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ <>85 Ō Ø`4{<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | Ä Ø                            | .İbr2l1 ý   | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | !Ä5                            | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ `œ>8.(#ã `2l-ŋ                                 |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | Ç·x                            | á Ÿ>8.ŋ £ § <>89x ó:# U`<br><>8 U -" Ç `œ>9.(#ã `2l-ŋ                               | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | u Þ                            | , wŋ >  |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | &™œEn C                        | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ <>85 Ō Ø`4{<br>'œ M i j ·4{                    | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | !0• ...%& Þ +o. !ø<br>Ō` 93 ,  | £6Ū )` 9x - N` i Æ ö £·¾<br>4{ ± v\$ŋ "   |                                  |                         |
| ±G       | v ¥ | - &+>& -<br>4p \+U Ž>                    | 7μ v                           | á Ÿ>8 #Ō, ±<>89x ó:# U`<br><>8 ±`·4{ <>8 Ç §=¾ -<br>'œ>8.(#ã `2l-ŋ                  | + &#i<br>Y 1t d#ú<br>Y b x%? 6 - | + &#i<br>1t d#ú         |
|          |     |  | è) 8b v                        | , wŋ >  |                                  |                         |

|                                 |  |   |   |  |  |
|---------------------------------|--|---|---|--|--|
| ±G                              | v ¥  | - &+>& -<br>4p+Ü Z>   | ý t   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ 'œ>8 M i j -4{                                | + &<br>+ &#i<br>1t b m   |
|                                 |  |   | m   | u.] S U4{  |  |
|                                 |  |   | lr —É l   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 Ç '6 Z ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶               |  |
|                                 |  |   | "l0• § Ç ± i É<br>è4Ç ) CE  | £6Ü ) ' £•¼ 4{ ± v\$ĩ "  |  |
| ±G                              | v ¥  | - +Ü Ž6ä>& -<br>•4p+Ü Z>' 6¥  | ¶   | 8 Ÿ>89x - N ' U\$ ]>8 £•¼<br>4{ ' S>8 u.] S U4{                                      | + &<br>&#i<br>1t b m<br>V , " > & ±<br>G   |
|                                 |  |   | 70l   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶             |  |
|                                 |  |   | µ 1   | • " . 1 "  |  |
|                                 |  |   | .(  | á Ÿ>8.] £ § ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ ' <>8 Ç §=¾ -                               |  |
|                                 |  |   | : W T   | u.] S U4{ u.] -4{  |  |
|                                 | 1Aœ  | á Ÿ>8 #Ö , ±<>89x ó:# U<br><>8 i § M4e ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8 M i j -4{ |   |  |  |
|                                 | 3 É P9)-   | 0{ a5r ... e  |   |  |  |
|                                 | "l0• U • Ö CE<br>N '4{                               | £•¼ 4{ £6Ü ) ' ± v\$ĩ "   |   |  |  |
|                                 | v ¥  | - +Ü Ž6ä>& -<br>•4p+Ü Z>' ¥%  | Ð2°   | á Ÿ>8.] £ § ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ ' <>8 Ç §=¾ -<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶            | + &<br>&#i<br>1t d#ú<br>1t b m   |
|                                 |  |   | #Çã T%  | á Ÿ>8 #Ö , ±<>89x ó:# U<br><>8 U - " Ç 'œ>8 • U •                                    |  |
| *Z' , l                         |  |   | U - ñ (   |  |  |
| 7g                              |  |   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ ' <>8 Ç §=¾ -<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶   |  |  |
| %¼ « CE2( ... ' )               |  |   | , w ¶ > ,(• , ... "   |  |  |
| "l0• ±i4 7 " . Ü<br>8CE } b4Ç   | £6Ü ) ' £•¼ 4{ ± v\$ĩ "                              |   |   |  |  |
| v ¥                             | - &+>& -<br>4p+Ü Z>                                  | Ö z'  | á Ÿ>8.] £ § ±<>89x ó:# U<br><>8 i § M4{ ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶ | + &<br>&#i<br>1t d#ú<br>1t b m   |  |
|                                 |  | %   | S#ã <:  |  |  |
|                                 |  | ± 6   | U - ñ (   |  |  |
|                                 |  | 8-A   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ 'œ>8.(#ã "2l-¶¶                    |  |  |
|                                 |  | \ (   | á Ÿ>8 #Ö , ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶ |  |  |
| A™                              | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 U - " Ç 'œ>8 M i j -4{ |   |   |  |  |
| "l0• °6è ] "t/ F<br>•%0... (• w | £•¼ 4{ Ç i • U4{ £6Ü )<br>± v\$ĩ "                   |   |   |  |  |
| ±G                              | v ¥  | - &+>& -<br>4p+Ü Z>   | ¿2l   | á Ÿ>8 #Ö , ±<>89x ó:# U<br><>8 i § M4{ ' <>8 Ç §=¾ - 'œ>8<br>É CE U •                | + &<br>&#i<br>1t d#ú<br>1t b m   |
|                                 |  |   | % ,   | U - ñ (  |  |
|                                 |  |   | 4( B N  | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶¶ 6è>8 £•¼ 4{ |  |
|                                 |  |   | 3o-¶>&¶ Þ>'   | u.] S U4{  |  |
|                                 |  |   | ± Ö j 86  | á Ÿ>8.] £ § ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ 'œ>8.(#ã "2l-¶¶                             |  |
|                                 | "l0• </v%& Þ 3Ü Ç<br>9è ó U Ç "8.3o                  | Ç i • U4{ £•¼ 4{ £6Ü )<br>± v\$ĩ "                                      |   |  |  |
|                                 | v ¥  | - &+>& -<br>4p+Ü Z>   | ±&k   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 i § M4{ ' <>85 Ö Ø '4{<br>'œ>8 • CE U • 6è>8 AE ó      | 1t d#ú<br>&k<br>6 ~<br>ÿ3ã+Ü ±<br>b x%?<br>+ &<br>&#i<br>#ú<br>m<br>1t d<br>1t b |
|                                 |  |   | 8-i   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ 'œ>8 M i j -4{                                |  |
|                                 |  |   | • 5 70  | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ 'œ>8.(#ã "2l-¶¶                               |  |
|                                 |  |   | ÿ 3ã+Ü  | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ 'œ>8 M i j -4{                                |  |
| M0..Ý Ç                         |  |   | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 U - " Ç ' <>8 Ç §=¾ - 'œ>8<br>i £'g Þ       |  |  |
| °+ /% 4Ä ...+Ü                  | U - ñ (  |   |   |  |  |
| "l0• , ú't š .á%<br>Ç           | Ç i • U4{ £•¼ 4{ ± v\$ĩ "                            |   |   |  |  |
| v ¥                             |  | (ò1t >80... ' 94p>'   | >(>(>(>(>   | •4p ¥0°  |  |
| v ¥                             |  | (ò1t >80... ' 94p>'   | >(>(>(>(>   | •4p ¥0°  |  |
| v ¥                             |  | (ò1t >80... ' 94p>'   | >(>(>(>(>   | •4p ¥0°  |  |





² - %\$Á b+ ‡06 >&- ò ¥ b+ >'

²c - @ & K S+ è ¥ b+ >(òt 3 Ê ^)†µt¹b%\$Á b ‡†r\U S v b[6•  
 u,] ¥0° + & + &#i 1td#ú Á iæb+ & ± Giæb+ & bo? 'òob\_°WS,°0!†g:KS  
 %\$Á @ ©, è ¥[ ‡KS œ c d j b•> & >[z^]†0°KS  
 ††... c %\_V3U I € S\_ †\_0°3U K S  
 d i > | g ††... b V3U @ ^ C Y Á ^ v b \_ X 8 Z c >(>(>(>(> \ K S  
 ‡†£ K Z 8 S @ • \ ^ W S v b c) Y C E \ K S

| S | 6á & ° |     | ° <K | i&á>& >'   | d j   | ††...   | *f  | ¾                               |
|---|--------|-----|------|--|---|---|---|---------------------------------|
|   | o      | v ¥ |      |  |   |   |   |                                 |
| Á |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | °+ (Ú-%*°   | >(>(>(>(>   | š i 'g,< Á M [ ‡                                | u,] ¥0° i i, >& Á >'            |
| Á |        | v ¥ |      | ,- ‡ - 5 u £ W 3 ½ ° 5 i '7á>& u,]+Ú Ž>'           | °+ 3 Ê /%°  | >(>(>(>(>   |   | u,] ¥0°                         |
|   |        | v ¥ |      | ¡#ã6x%± i - %\$ i Ó CE°O r3ã ++ >87ú \&, &k+ & ý>' | T% § *...+Ú °+ M1* -;] >& '<'>'                           | á Ý>85 á TM ±<>8%¼#ã è • ° <>8 U8r1 • 'œ>8 M 10[ U4{ ...1t>8 u,] S U4{ u,] -4{  |   | u,] ¥0° + & p ¥ _ >'            |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | '6+ ° 7   | á Ý>85 á TM á Ý>8+è « TM U  |   | u,] ¥0°                         |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | ;P ; ‡ /% 'H 's#ã   | á Ý>85 á TM ¶ P>8 £ *%\$%± 7÷ CE ° M á Ý>85 á TM  |   | u,] ¥0°                         |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | u.á, °4° ...  | ¶ P>8 u,] -4{ ° Ó>87÷ CE ° M £ *%\$%± á Ý>85 á TM   |   | u,] ¥0° p ¥ _ >'                |
|   |        | v ¥ |      | *'(ò Ç+ >& ° +Ú Ž>' ± Ø j8ó                        |   | á Ý>85 á TM Ê %œ>8 u,] >7• ¶ P>8 M 15§ § 7- CE ° M u,] » U 4{ £ *%\$%± ±<>8%¼#ã è • ° <>8 U8r1 • 'œ>8 M 10[ U4{                               |   | u,] ¥0° + & + &                 |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | ,á ÷z '!Á •   | á Ý>8 TM ó á Ý>85 á TM  |   | u,] ¥0° + &                     |
| Á |        | v ¥ |      | U8r6 Á • Q&f2!+ >&(U-%9 >'                         | ,i(i Y ° #è ,á ÷z % TM >& '<'>'                           | ±<>8 ± °)¼'4{ ° <>8 -6ó , U 'œ>8 M 10[ U4{ © >8 , w ¶ ±<>8%¼#ã è • ° <>8 U8r -4{ 'œ>8 M 10[ U4{   | %\$ Á c \ ¥ • ° i (i Y ° #è c , w ¶ > © X \ u • | + &                             |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | *q>& ° è>' (4) N ;!8CE i ó4 ...                           | © >8 q2! Á3\ S ¶ P>8 u,] Ê 7• á Ý>85 á TM á Ý>85 á TM   |   | u,] ¥0° + &                     |
|   |        | v ¥ |      | '24( Ó3ã ++ >87ú \&, &k+ & ý>'                     | ± á £   | á Ý>85 á TM   | ó Š W/œ h 6 -                                   | u,] ¥0° i i, >& Á >'            |
|   |        | v ¥ |      | '24( Ó3ã ++ Ø ) >&(U-%9 >'                         | (òt ó i>-& 8 >' © +Ú 3 Ê s)1 M1* £ ->& '<'>' 1t>8 u,] -4{ | ±<>8   i < ° <>8 U8r1 • ° <>8 Q0b Ý '4{ 'œ>8 M 10[ U4{  |   | + &                             |
|   |        | v ¥ |      | U - Ú &4Š 3 Ê >& U - Ú &4Š>'                       | 3 Ê   | >(>(>(>(>   |   | u,] ¥0°                         |
|   |        | v ¥ |      | (ò Ç/Ú+ >87ú \&, &k+ & ý>'                         | è) p ... g  | á Ý>85 á TM ±<>8%¼#ã è • ° <>8 U8r1 • 'œ>8 M 10[ U4{  |   | + &                             |
|   |        | v ¥ |      | 4) - >& #Ó Ú &4Š>'                                 | 3 Ê   | >(>(>(>(>   |   | + &                             |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | « Þ +Ë <  | Ê %œ>80{ a,q ° ° á>8 M 15§ § ±<>8%¼#ã è • ° <>8 U8r1 • 'œ>8 M 10[ U4{ á Ý>85 á TM   |   | u,] ¥0° % ÷ - ¥ , ° >& Á >'     |
|   |        | v ¥ |      | (ò Ç4 œ+ >& ° +Ú Ž>'                               | #ú \$Ó S 2 & ...+Ú  | á Ý>8 ± m TM ó ±<>8%¼#ã è • ° <>8 U8r -4{ ° <>8 Q0b Ý '4{ 'œ>8 M 10[ U4{ á Ý>85 á TM ±<>89x ó:# U ° <>8 U8r6 Á ° <>8 Q0b Ý '4{ 'œ>8 M 10[ U4{ |   | u,] ¥0° + & >& Á ¾ ÷ - ¥ , ° >' |
|   |        | v ¥ |      | 4+Ú &k Ú &4Š 3 Ê >&4+Ú &k Ú &4Š>'                  | >(>(>(>(>   | >(>(>(>(>   |   | u,] ¥0°                         |
| Á |        | v ¥ |      | 4) - >& #Ó Ú &4Š>'                                 | +Ú 3 Ê  | >(>(>(>(>   |   | + &                             |
|   |        | v ¥ |      | u,](ò Ç+ >& u,]+Ú Ž>'                              | >(>(>(>(>   | >(>(>(>(>   |   | + &                             |



|         |  |     |   |                     |   |                             |
|---------|--|-----|---|---------------------|---|-----------------------------|
|         |  | v ¥ | ± ô#ã ú z3ã ++>& £• +Ú Ž>'              | 3 Ê ¾ % ~           | ±<>89x ó:# U ' <>8 ¾ -4{ ' <>8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ã '2l-¶               | + & + &#i                   |
|         |  | v ¥ | U8r6 Á3ã ++>&7ú \&, &k+ & ý>'           | « »                 | ±<>8%¼#ã ë • ' <>8 U8r 1 • 'œ>8.(#ã ¶ Ö                               | + &#i +                     |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | >(>(>(>(>           | ±<>8 •0b /E Ž ' <>8 £#ã Q £ 'œ>8.(#ã '2l-¶                            | + &#i - « » b x%? 6 + &#i + |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | >(>(>(>(>           | >(>(>(>(>   | + &                         |
| Ä ± G-- |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | ] μ-                | U\$ }>8 ± v\$! "  | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | j & ± >& V5 -&, ù m>'                   | (ò1t E 2 OE         | á Ý>85 á TM ±<>89x ó:# U ' <>8 ¾ -4{                                  | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | é4{, <              | á Ý>85 á TM ±<>8 ] i < • ' <>8 U8r 1 • ' <>8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ã ¶ Ö   | + & + &#i                   |
|         |  | v ¥ | u,] (ó Ç+ >& u,] +Ú Ž>'                 | ¶                   | á Ý>85 •2 -4{ ±<>89x ó:# U ' <>8 ¾ -4{ ' <>8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ã '2l-¶ | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | M i5\$ §3ã ++> & V5 -&, ù m>'           | (ò1t -, ]           | á Ý>85 á TM ± W<>89x ó:# U ' <>8 ¾ -4{ 'œ>8.(#ã '2l-¶                 | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | u,] (ó Ç+ >& u,] +Ú Ž>'                 | ; <8ë               | á Ý>85 á TM ±<>89x ó:# U ' <>8 ¾ -4{ ' <>8 Q0b Y ' • 'œ>8.(#ã '2l-¶   | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | u,] (ó Ç+ >& u,] +Ú Ž>'                 | !Ä •                | á Ý>85 á TM ±<>89x ó:# U ' <>8 ± ' • '4{ ' <>8 Q0b Y '4{ 'œ>8 M i j . | %\$ Ä ' ] p • b S u3;3ã     |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | Ä ' n ...+Ú>& ¶ p>' | á Ý>85 á TM ±<>89x ó:# U ' <>8 ¾ - • 'œ>8 M i j .-4{                  | + &#i                       |
| ± G     |  | v ¥ | Ç ' É' \$Ù '7ã>& g \ &Ý -%>'            | +Ú 3 Ê £ -          | ±<>8 8 ë È G ' ' <>87? . - - ' <>8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ã '2l-¶           | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | +Ú 3 Ê ó i          | 'œ>89x ó:# U ' <>8 .(• ý ¥ 'œ>8.(#ã ¶ Ö                               | + &#i + &#i                 |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | ] 8ö• &f0• 5 •      | 8 'ý>89x - N ' U\$ }>8 ± v\$! " S>80{ a5ª ... e                       | + &#i + &#i                 |
|         |  | v ¥ | + &#i p + - ò 0° Ö+ >&7ú \&, &k+ & ý>'  | ä ä 5r3o            | á Ý>85 á TM ±<>89x ó:# U ' <>8 Ç '6 +1' ' <>8 Q0b Y '4{ 'œ>8.(#ã ¶ Ö  | + & + &#i + &#i             |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | m 5 ö               | á Ý>85 •2 -4{ ±<>89x ó:# U ' <>8 ¾ E • 'œ>8.(#ã ¶ Ö                   | + & + &#i                   |
| ± G     |  | v ¥ | u,] 3ã ++> & u,] +Ú Ž>'                 | ) ;                 | >(>(>(>(>   | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | u,] 3ã ++> & u,] +Ú Ž>' § ¥%            | \$Ú ‡               | >(>(>(>(>   | 1t d#ú - _ x%? 6            |
|         |  | v ¥ | - %\$ L1 3@§0 %&• È(á +>& - &, &k+Ú Ž>' | « » -G V            | ° Ö>8 u,] >7• '5.]>8 u,] < 7• 9x «:# U ± ' • '4{ 'œ>8.(#ã '2l-¶       | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         | ] %œ#Ö á *Z/p       | á Ý>85 á TM S>8 u,] >7• U\$ }>8 ± v\$! "                              | + &#i                       |
|         |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                         |                     | á Ý>85 á TM   | ¾ & ... ¥, ° 4'7C6 >& ± >'  |

|     |  |     |                                      |                  |   |               |   |
|-----|--|-----|--------------------------------------|------------------|---|---------------|---|
|     |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | U3o<br>μ á       | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>8 Q0b Ÿ '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶ |               | + &#i 1t d#ú                              |
|     |  | v ¥ | Ī0r2l,q0e ,&â&f2l+>&7ú \&, &k+ & y>' | 9x%Á             | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>8 Q0b Ÿ '•<br>'œ>8.(#ã "2l-¶  |               | + &#i 1t d<br>#ú p 0 ¥ - ,<br>>& ± G v ¥> |
|     |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | 7 ( ) ' '<       | ±<>89x ó:# U '<>8 ± '• '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶                            |               | + &#i 1t d#ú                              |
|     |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | ī -              | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>85 Ó Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶  |               | + & + &#i<br>1t b m                       |
| ± G |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | " ] *• Ç #ã §    | 8 Ÿ>8 AE ó U\$ ]>8 ± v\$Ī "<br>S>8{ a5ª ... e                           |               | + &                                       |
|     |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | U - N 7¾7Á       | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>85 Ó Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶  |               | + &                                       |
|     |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | Ö N % ,          | á Ÿ>8 u ‡ È § ±<>89x ó:# U<br>'<>8 U - " Ç 'œ>8.(#ã "2l-¶               |               | + &                                       |
| ± G |  | v ¥ | £• ¾3ã • >& £• +Ú Ž>'                | „ 34 T           | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>85 Ó Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶  |               | + & + &#i<br>1t b m                       |
| ± G |  | v ¥ | u,]) "+ >& u,] +Ú Ž>'                | u34              | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>85 Ó Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶  | + &#i _ x%? 6 | + & + &#i<br>1t b m                       |
| ± G |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | " ] Ě y %ý -     | 8 Ÿ>89x - N ' U\$ ]>8 ± v\$Ī<br>S>8 u,]<_7•                             |               | + &#i 1t d#ú<br>1t b m                    |
|     |  | v ¥ | #Ö v ' >& £• +Ú Ž>'                  | 4h4' `%i         | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>8 Ç §=¾ -<br>'œ>8.(#ã "2l-¶   |               | + &#i 1t d#ú<br>1t b m                    |
|     |  | v ¥ | £• >& £• +Ú Ž>'                      | 3ë5• #8! ...#Ö%¼ | á Ÿ>85 á™ ±<>89x ó:# U<br><>8 ± '• '4{ '<>85 Ó Ø '4{<br>'œ>8.(#ã "2l-¶  |               | + &#i 1t d#ú<br>>& ± G ¾ ç ... ¥ ,<br>>   |





話し、そのおかげで保存の勅命となったという話が紹介されている。<sup>⑥</sup>

以上、明治十一年の明治天皇の「彦根城郭保存」命令に関する資料を見てきた。これらの資料から得られる歴史像は、彦根城取り壊しを嘆き保存を願う旧藩士の思いが大隈重信を通じて明治天皇に伝わり、天皇の命令により保存が実現したというものである。

## 二 旧城下町地域区長らによる彦根城天守払い下げ願

次に、明治十一年の「彦根城郭保存」に関する資料二点（資料一）・（資料二）を紹介する。両資料は、旧彦根城下町地域の区長による彦根城天守の払い下げ願いに関するものであり、内容が密接に関わる。まずは【資料一】から見ていこう。

【資料一】彦根城天守閣御払い下げにつき願書案（井伊家伝来古文書（近代文書 調査番号四三六五九）

\*文中の①～④の数字は、説明の便宜のため、内容の区切りに引用者が付した。文中の「省」などは原文での文字囲み（見せ消し）、「何レ」は線引抹消、「□」は判読不能文字、「■」は塗抹で判読不能文字を示す。また、行間の小さい文字は加筆を示し、その内、【】内の字は朱書であることを示す。

「犬上郡第壹区ノ地ニ為存在陸軍省御持分之城郭内ニ有之天守閣御払下ケ願」

①犬上郡第壹区ヨリ第拾区迄ノ区长等、<sup>【願】省慮スルニ在在ノ人民</sup>毎ニ<sup>【實】</sup>廢藩後年ニ衰へ、日ニ貧シ、心<sup>【實】</sup>ニ地ニ落チ、富シ貧ヲ救スル能ハス、貧階梯ナク奮起スルヲ不得、人心合結ナシ難ク、区长等微力ニシ、之ヲ純ニニスルコト能ハスト雖トモ、<sup>【殊ニ近頃ハ】</sup>士族等ニ授産ノ道ヲ「開キ」与へ給ヒ、一般ニ憐シシ玉フ

ノ序旨ハ深感佩之至<sup>【不堪】</sup>、「二付」、一羽ノ<sup>【織】</sup>「事タリトモ、土地人民合一振起ナスヘ道<sup>【キリ】</sup>「アラハ」、施行仕度「煩<sup>【勞】</sup>」苦心ノ処、<sup>【九】</sup>②今 回陸軍省御持、犬上郡壹区内ニ存在ナス城郭ノ天守閣ヲ初、櫓・門ヲ被廢、入札<sup>【橋梁等】</sup>ノ御処分ニナル由ヲ拜承仕二付テ、猶拾区内ノ民情ヲ考量仕ルニ、一時走利ノ者ハ<sup>【如キ】</sup>閣キ、衆心愁眉ノ者耳ニテ、其「詛<sup>【美】</sup>」如何トナレハ、盛地ノ人心ハ飛揚スル如ク、衰地ノ人心ハ空曠ニ屈スルカ如シ、將ニ我一居室モ壞タントスルノ際、今亦櫓・門等ヲ被廢、果シテ再起ノ期ハナシト「愚民等」一層落胆シ、「益<sup>【益】</sup>」蟄虫春ヲ如不得ニテ、愚ニ陥イリテハ、奮起ノ道ニモ遠、<sup>【サカリ】</sup>「此上」衰弊ニ至リテハ、遺憾ノ至リ<sup>【不堪】</sup>、「二付」、③「何レモ」愚考ニハ、<sup>【職】</sup>「閣キ」所引<sup>【聯】</sup>「續」建物トモ区長等低価ヲ以テ御払下ケ仕奉願度、此閣在坐中其地地方税上納任拜借仕度奉願度、右天守閣御払下ケ奉願度区长等之旨趣ハ今<sup>【現】</sup>「拾」区一利之体<sup>【チキム】</sup>「無之モ」全ク土地ノ衰態ニヨル処ニシテ、富メル者ハ一身一家堅固ニ保護センコトヲ要シ、貧ハ<sup>【シキ者】</sup>「富」依頼シテ<sup>【心】</sup>「營」業ノ階梯ナク詐偽ヲ以テ、一時ノ利ヲ得シコトヲ巧ム、依才益転々土地ノ衰耗ヲナストモ、盛昌ノ道ニ<sup>【赴】</sup>「趣」クコト「ナシ」、之結合シテ活路ニ趣カシムルニハ、衆心ノ共フ処<sup>【非ラサレ】</sup>「無之ヲ」ハ誘導スルコト難ク、素ヨリ御維新ノ義ハ何レモ遵奉セリト雖トモ、中ニハ未<sup>【其】</sup>実域ニ不至モ有之ニ付、④「先ツ」<sup>【守】</sup>「右天」○<sup>【天】</sup>「守閣」ヲ<sup>【天長】</sup>節ニハ<sup>【拜賀ノ地】</sup>嘉祝トシ、爰ニ登ツテ遙ニ皇都ヲ拜シ、天長節ヲ奉賀<sup>【祝シ】</sup>、皇恩ヲ奉謝<sup>【リ】</sup>、神武天皇紀元<sup>【二月十一日】</sup>并御祭日、神宮遙拜日、神嘗会日等合シ、年ニ五ヶ日衆庶登閣遙拜謝恩、猶土地繁栄一家一身産業ノ保護ヲ祈<sup>【播】</sup>離人<sup>【終】</sup>氣<sup>【二】</sup>合<sup>【愛】</sup>協<sup>【心】</sup>力<sup>【和】</sup>ナ<sup>【サシメ】</sup>ニ及<sup>【二】</sup>リ、<sup>【時ノ】</sup>「亂」<sup>【乱】</sup>「慰」<sup>【二】</sup>愛<sup>【心】</sup>「ヲ生」<sup>【一】</sup>、ホサントスル一毛ノ端緒ヲ開キ申度微衷<sup>【乍迂遠】</sup>ニ付、甚奉煩御手数段ハ深恐縮之至ト雖トモ、可成筋ハ陸軍省江御照会被成下度奉懇願候、以上

□

○

|

□

=

〔包紙〕  
大久保章男様 中居清人

御親披

拝啓、愈御安健奉拝賀候、今日八御苦勞御儀、僕も出頭可致心得之処、元持・堀等追々入来、手間取昼食ノ上可罷出積之処へ花木入来、御附言奉謝候、昨朝小森大津 帰り候由ニ而入来、燈籠一条陸軍分営ニ而も大悦、明日彼地へ引取候筈、何角小森へ為任置候、小森心得ニ而代り燈籠之事木ニ而も造代り可建、何様ノ品可然哉者呉候様小森へ申聞趣ニ而、僕へ談し有之二付、手不附ニカラ又燈二本ニ而可然哉与申置候、御寄付趣意書ヲ遣し呉候様分営 申越候間、是も恐 候事ニ候へ共、難遣与八難申候ニ付、不能齋ニ認メ呉候様昨日頼置候、昨日午後三時頃帰宅、留守中へ安居喜八 手紙到来致し有之披見候処、前約用捨ニ預り度旨申候不都合之次第ニ付、直ニ手紙ヲ以、書面為取替八不致共一諾八重キ事ニ而、既小森へ及返答、同人直ニ出津、有田大尉へ引合、彼方ニ而も一同大慶、明日引取候場ニ及ひ、商法上ニ而八左様之事も有之欵不存候へ共、陸軍へも關係公事ニ渡り候次第、今更ケ様之事八取扱致様無之、夫共不承知与申事ニ候八、直ニ出津、有田大尉へ井伊家へ不都合ニ不成様取消参り候欵、一端約定も致候儀ヲ違約致候様之事ニ候間迎も御談判八難行届、明日渡し方ニ因循致、決答も無之候八、勸解へ申立利解有之様ニ可致間、否確答有之様申遣候処、不都合申遣し候八用捨ニ預り度、前約之通り取計呉候様、此端書ニ五百円之残り式百円之事八是ニ而埒済シ義ニ取計呉候様頼候段申来り、事八治り候得共あきれ候次第ニ而候八、此次第堀へ托シ専断之御断上申之廉頼遣し候

御天守一条 小森申聞候二八、有田大尉へ談候処、最早低価ニ而御扱与申二不参候得共、落札人 買取建腐ラシニ致度旨申立候八、所之

盛衰ニ七関し候事ニ付出来可申、分営ヲ経而居候而八日數懸り不宜、添書ニ方面ニ不拘陸軍卿へ御照会被成下度与県令へ願候八、早埒ニ有之旨入札高下も可有之、五日開札ニ付、其上ニ而考候而可然、高札ノ者苦情申出候者ニ而、急之埒ニ八参り間敷、小森考ニも低価ニ而可取入道も可有之、三日二八区長重ノ集会日ニ付、委細咄し可申旨申居候間、僕も調談ノ上、出願与相成候八、篤志ノ分ニ加置呉候様申置候、右之次第御面談可申上積り之処、出頭不仕、昼後御客来与欵ニ承り候間、幸ひ六平来候ニ付、一筆概略申上置候也

十月二日

中居清人

大久保章男様

【資料二】の書翰は、明治十一年十月二日に比定できる<sup>(10)</sup>。書翰の差出人である中居清人と宛先の大久保章男は、ともに井伊家の彦根家職であった<sup>(11)</sup>。文中に登場する小森なる人物は、第一区金亀町戸長、同区副区長を務めた小森量平である可能性が高い<sup>(12)</sup>。また、有田大尉は未詳であるが、書翰前半部の内容から、大津に所在した陸軍歩兵第九聯隊所属の軍人であると見られる。

この書翰は、二つの話題からなる。前半部は井伊家から大津の陸軍分営所へ寄付したと思われる灯籠に関する件であり、後半部が彦根城天守の件である。後半部を見ておこう。

資料中の の箇所は、小森が中居に報告した内容である。それによれば、小森が有田大尉に相談したところ、同大尉の意見は、「最早低価で天守を御扱いとは参らないが、落札人より（区長らが）買い取り、（天守を）建て腐らかし<sup>(13)</sup>（＝使用しない状態）にしたいと申し立てたならば、」所（＝



軍への燈籠寄進の問題については、小森が中居清人から対応を任せられている。天守払い下げ問題でも、小森が陸軍との相談を担い、一定の行政的手腕を備えた人物であったようであるが、燈籠寄進問題と同様に中居の意向を受け働く立場にあったのではないか。井伊家彦根家職は小森を通して、天守払い下げ願いに関与していたと見られる。<sup>(16)</sup>

## おわりに

本稿では、明治十一年の「彦根城郭保存」命令の時期における、犬上郡第一区から第十区の区長らによる彦根城天守払い下げ願書案【資料一】、および願書案の作成の過程に関わる書翰【資料二】を紹介した。

【資料一】からは、明治十一年当時、廃藩後に旧城下町が衰退する中で彦根城天守解体という事態に対し、旧城下町と隣接地域の区長たちが、滋賀県を通して彦根城天守の保存を滋賀県さらには陸軍省に願い出る動きが存在したことが明らかとなった。【資料二】では、右の動きに関わり、旧城下町と隣接地域の区長と井伊家彦根家職が陸軍へ具体的な働きかけを實際に行っていたことが見えてきた。

明治天皇の「彦根城郭保存」命令により彦根城が保存される前史として、彦根城天守を抛り所として結束しようとする独自の政治的運動が存在していたのである。旧藩士と区長、旧城下町全体の関係など、その実態については今後の説明が必要であるが、その後の彦根のまちが彦根城とともに近代都市として再生の道を行んでいくという歴史に照らした場合、その起点となる重要な出来事として記憶されるべきであろう。<sup>(17)</sup>

(わたなへ こいついち 本館学芸員)

## 註

- 1 井伊家伝来古文書（近代文書）は彦根城博物館所蔵。彦根藩大久保家文書の近代文書は大久保治男氏所蔵である。なお、後者の近世文書の大半と一部の近代文書は寄贈を受け、彦根城博物館所蔵となっている。
- 2 「太政類典」三編四八巻、彦根市史編集委員会編『新修彦根市史』第八巻 史料編近代一（彦根市、二〇〇三年）、六四二号。（以下、「市史」第八巻、六四二号）と略記する。）
- 3 宮内庁編『明治天皇紀』第四、吉川弘文館 一九七〇年 明治十一年十月 十二百条・十四百条。
- 4 以下の大隈重信の回顧に関する記述は、小林隆『地方史から未来を拓く』（清文堂出版、二〇一三年）、一六三―一六四頁に拠っている。
- 5 「彦根城概要」（井伊家伝来古文書（近代文書）（調査番号七二二八三三））新修 彦根市史第八巻、六四三号。
- 6 『彦根市史』下冊（復刻版）（一九八七年、臨川書店）、一四三頁。また、大久保治男『幕末彦根藩の側役 大久保小膳』（サンライズ出版、二〇一八年）一三四―一三五頁では、大久保小膳が土方久元に嘆願し、土方が大隈重信に相談したという秘話が紹介されている。
- 7 明治五年四月から同十二年七月の郡区町村編成法施行までの区制。区の範囲は「犬上郡彦根町区分図」（滋賀県立図書館蔵）に拠る。彦根 明治の古地図（彦根市、二〇〇三年）一一二頁に収載。
- 8 神武天皇祭の遙拝など、近代の天皇をめぐる遙拝と遙拝所については、市川秀之『近代天皇制と遙拝所』（思文閣出版、二〇一二年）が、その実態と歴史的展開を詳細に明らかにしている。
- 9 天守という場で皇都に向かい遙拝するという着想には、彦根藩井伊家当主が入部儀礼の一環として、彦根城天守「御上段」まで上がり、京都の天子と江戸の將軍に対し遙拝を行っていた事実と、かつて井伊家当主側近であった一部の旧藩士の記憶が反映している可能性がある。「側役日記」（彦根藩井伊家文書七〇七五）の文化九年七月六日条に、十二代当主井伊直亮による遙拝の様子が詳しく記録されている。願書案の遙拝では、遙拝者が井伊家当主ではなく住民であることに大きな違いがある。この点は、近世身分制が解体し近代社会に転換した段階の中での彦根城天守の新たな位置づけと役割を表現するものとして



# 資料翻刻 「宇治表江持参物覚」 「宇治御茶詰年々御請下留」

荒 田 雄 市

本稿では、彦根藩大久保家文書（彦根城博物館蔵）中に伝来した、彦根藩の茶詰に関する近世後期の記録、「宇治表江持参物覚」（以下、「持参物覚」）及び「宇治御茶詰年々御請下留」（以下、「御請下留」）を紹介する。いずれも、彦根藩士の大久保氏が茶詰御用に際して過去の記録を参照して作成したものと思われる。両者は共に彦根から宇治への行程を記しており、その記録年代がほぼ一致している。従って行程以外の部分も同時期の状況を記しているものと推測できるので、両者を合わせて分析することで、近世後期の茶詰御用の様相をより詳細に明らかにできるだろう。この二点を合わせて紹介するのは右に述べた認識による。なお、現在のところ、同文書群中において右の二点以外に宇治茶詰関係史料は見出せていない。

史料の内容の前に、彦根藩の茶詰御用について概観しておきたい。茶詰御用とは、宇治の茶師から新茶を国元へ取り寄せるもので、五月から六月頃に行われた。彦根藩の十八世紀中頃の年中行事を記した「殿中御作法向」（彦根藩井伊家文書）の五月の項に「一、御茶壺御通二付、御書を以被仰付候事」、「一、宇治御茶詰御用武笠魚兵衛被指上候事」、「但右二件御常式御用二付記之置（以下略）」とある通り、定例の行事であった。

御用を命じられた藩士は、茶壺を彦根から宇治まで運び、茶師が新茶を詰めた茶壺を彦根へ持ち帰った。経路は、彦根から船で大津へ向かい、そこから陸路で六地藏を経由して宇治へ行った。復路も同じ経路である。茶壺はその後、茶道方へ引き渡され、これで茶詰御用は終了となる。

近世において宇治茶師は各大名の御用を勤めた。彦根藩の場合は、酒多宗有家が勤めたことが知られているが、本史料からは、上林六郎家、同三人家も茶詰を行っていることがわかる。

宇治茶詰御用を命じられた藩士は「御請下留」から判明するが、藩士の履歴や賞罰記録である「侍中由緒帳」（彦根藩井伊家文書）には宇治茶詰御用の記事は見出せず、従って本史料作成者の大久保氏が宇治茶詰御用を行った史料根拠は得られていない。茶詰御用を務めた藩士の役は中屋敷留守居役や馳走奉行であり、茶詰御用の前後数年のみこの役に就いた例が多い。大久保孫左衛門家五代目は、文政七年六月に中屋敷留守居役、翌年三月に大津蔵奉行となっており、決め手には欠けるものの文政八年に茶詰御用を務めたのではなからうか。

宇治茶師と幕藩領主との関係を巡っては、徳川將軍家のいわゆる御茶壺道中を中心に研究が進められてきた<sup>1)</sup>。しかし、宇治茶師が関係を持つ

た領主は將軍家のみではなく、各大名も個別の宇治茶師と関係を持ち、將軍家同様に宇治から茶葉を取り寄せる茶詰御用なども行われていたことが知られている。將軍家以外の茶詰は、管見によれば宇治茶師の側に伝わった史料を用いた方法による研究<sup>②</sup>と、個別大名側の史料を用いた方法による研究<sup>③</sup>の二種に大別できようと思われるが、個別大名と宇治茶師との関係、特に茶詰に関する研究は、あまり多くないのが現状である。

本稿で紹介する史料は、右の区別のうち個別大名側の史料に該当する。彦根藩の茶詰で用いられた茶壺、茶詰が行われる宇治までの経路および人足が明らかとなる。また、断片的ながら、茶師との関係や、宇治にて茶詰が行われている期間中の藩士の行動なども知ることができる。いずれも他の史料の参照が不可欠ではあるが、大名と茶師との関係に止まらず、彦根と宇治間の交通、大名による茶壺への認識などについても知見が得られるであろう。

「宇治表江持参物覚」は、彦根藩大久保家文書、調査番号二二八九、形態は縦帳、丁数は共紙である表紙・裏表紙を除き十五丁である。表紙に「文政七甲申年閏八月吉日写置」とある通り、文政七年（一八二四）閏八月に作成されたものである。表題の左脇に「大久保」とあること、裏表紙の裏に二顆ある印のうち一つの印文が「員毗」であることから、大久保孫左衛門家五代目大久保員毗の作成であると考えられる。

本史料は、表題の通り宇治へ持参すべきものとして物品が書き上げられている以外に、必要経費や、文化七年（一八二〇）～文政六年（一八二三）の茶詰御用の日程記録なども収載されている。

「宇治御茶詰年々御請下留」は、彦根藩大久保家文書、調査番号二二九〇、形態は縦帳、丁数は共紙である表紙・裏表紙を除き三十二

丁である。「宇治表江持参物覚」と同様表題の左脇に「大久保」とあり、裏表紙の裏に「持参物覚」と同じ二顆の印があることから、「持参物覚」と同時期、文政七年の作成と推測される。

本史料は宇治茶詰御用の年々の「御請」の下書きの留であり、享和三年（一八〇三）から文政七年までの期間、年末詳三年分を含め十四年分が収載されている。本史料において、「御請」は命じられた御用が完了した報告書と理解すべきものである。彦根藩大久保家文書中には、明らかに用務完了後の報告書を指して「御請」と称している例がある。例えば「御鷹頭取中宛請書」（調査番号三七三）は、鷹場を見回った結果の報告であり、この文書の端裏には「御鷹場見廻り候御請」とある。この例からも、「御請」の語には、承知の意を表すだけでなく、命じられた用務の報告書としての用法があったことが確認できる。

本史料に先行する文書として「御請下」の他に「留記」が存在した。十二丁裏に収載された御請には、「右、御請下留左之通有之候得共、留記無之ニ付年月日不詳」とある。「留記」は「持参物覚」にも見え、「持参物覚」の文化七年～文政六年の日程を記した箇所（六丁裏～九丁裏のうち、「留記」がある年については簡単な日程が記載されているが、文化十・十一年は「留記無之」、同十五年は「留無之」とあり日程の記載は無く、使者となった藩士の名前のみが書かれている。「留記」に該当する史料は現在のところ見出せていないが、毎年の御茶詰御用の使者となった藩士の名と、その日程を略記した記録であったのだろう。「留記」が無い場合も、御請の下書がある場合は「御請下留」に収載されていることから、両者は別々に保管されていたものと思われる。

（あらた ゆういち 当館学芸員）

註

1 幕府と宇治茶師との関係を扱った研究は枚挙に暇が無いが、さしあたり『宇治市史3 近世の歴史と景観』(宇治市、一九七六年)、吉村亨「若原英弼『日本の茶歴史と文化』(淡文社、一九八四年)などが簡潔にまとまった成果と言えよう。

2 穴田小夜子「江戸時代の宇治茶師」(『学習院史学』八号、一九七一年)は、幕府・朝廷・個別大名それぞれを取り上げて総合的に検討を加えている。他に、坪内淳仁「宇治茶師上林春松・尾崎坊有庵家と尾張藩御用茶詰」(愛知大学綜合郷土研究所紀要)五十輯、二〇〇五年)など。

3 大嶋陽一「鳥取藩と宇治茶師」(鳥取県立博物館研究報告)四五号、二〇〇八年)、根津寿夫「大名蜂須賀家と御用茶師上林春松家について」(展示図録『阿波の茶の湯』徳島県立博物館、二〇一一年)など。吉村亨「『隔冥記』にみる茶師の動向(上)・(下)」(『京都文化』六・七号、一九八六・八七年)も方法は共通する。

凡例

(一) 原則として常用漢字を使用し、適宜、読点や並列点等を補った。

(二) 本文脇に記された内訳や注記等はなるべくそのままの位置で表記本したが、丁内の空白は基本的に再現していない。

(三) 判読不能文字は□で、文字の抹消は二重取消線(≡≡)で表した。原資料にある行頭を跨いで引かれた線が割付のため分割されてしまう場合は、左右にはみ出すようにして表した。

(四) 筆者による注記は( )内に示した。藩士の役職・就任期間は「侍中由緒帳」(彦根藩井伊家文書)により、本稿初出箇所のみ付した。

(五) 丁の変わり目は閉じ括弧( )で表し、丁数(表紙・裏表紙を除く)と表裏の別を示した。例えば、(3<sup>ウ</sup>)は三丁目表の終わり、(10<sup>ウ</sup>)は十丁目裏の終わりを表す。

「宇治表江持参物覚」

(表紙)「文政七甲申年閏八月吉日写置

宇治表江持参物覚

大久保

(表紙裏 白紙)

- 一 大小 一腰 一片挟 一壺
- 一 鍵 一筋 一袖摺挑灯 一壺
- 一 挟箱 桐油共 一紋付帷子 一壺
- 一 油置桐油共 一荷 一嶋帷子 一壺
- 一 合羽籠 一荷 一反物 一壺
- 一 桐油共 一挺 一内巻つ不斷用 一壺
- 一 権門駕 一腰 一裕 一壺
- 一 致候方よろし 一夏肩衣 一壺
- 一 但し大津奉行借用 一腰 一但しねまき用 一壺
- 一 鍵持刀 一腰 一枕 一壺
- 一 但し持参シ参ル 一腰 一夏袴 一壺
- 一 夏袴 二下 一打掛羽織・半点・股引 一壺
- 一 夏羽織 二 一但し遠方へ可参候ハ、 一壺
- 一 立付 壹下 一美濃紙 一帖
- 一 但し持参不致候共相濟 一帯 一半紙 一壺
- 一 二筋 一麻襦袢 一帯 一半切 一壺
- 一 式 一三尺手拭 一筋 一鼻紙 一壺
- 一 但し持参不致候共相濟 一足袋 二足 一しろこ 一壺
- 一 一通 一湯衣・湯風呂敷 一筋 一桐卵<sup>(通)</sup> 一壺
- 一 二筋 一下帯 二筋 一片手拭<sup>内二印形入</sup> 一壺
- 一 一借し袴 一下 一扇子 一壺
- 一 但し御茶詰之節御中間 一鼻紙入 一壺
- 一 若党二厘候為 一壺

— —

— —  
||

—

—

— —

一 杓子飯汁共式本

一味噌越(濃) 巻

一 箸 巻ぜん

一 さい箸 上下之分二ぜん

一 味噌 重箱一重二入

一 煮大豆 小重箱二入

一 香之物 宇治行共余程  
入重箱二入

一 手水桶 巻

一 茶風呂 巻

一 土ひん 巻

一 行燈 巻 低き方よろし

一 薪 五束

一 炭 小籠二入

一 茶

一 蚊やり木

一 白米三斗 但し凡出入十六日之  
積り、上下四人分

一 わかめ 汁の美

一 塩少々

一 燈し油 巻合

一 燈しん 巻ワ

一 付木 巻ツ

一 家来三人分、飯椀・汁椀

共、同盆三枚

一 茶碗三ツ

一 箸三ぜん

右役船式艘御水主江相達屋敷前江着させ積三候事

(6才)

一 文化七年

(馳走奉行、中屋敷留守居役兼帯、文化五、同九)  
日下部三郎右衛門

六月十三日卯之刻出帆、十五日申之刻着津、登船中三日、同十六日宇

治着、廿四日出立、出入九日、同廿四日未ノ刻過大津出帆、同廿五日

巳ノ下刻二歸着、下船中二日、都合日数十三日

一 同八末

(中屋敷留守居役、文化七、文化十(没))  
杉原惣左衛門

五月廿日出帆、廿一日着津、登船中二日、同廿二日宇治着、廿九日歸

着、都合日数十日

(6才)

一 同九申

(中屋敷留守居役、享和三、文政五、没)  
中村三右衛門

六月朔日六ツ半時過出帆、暮時着津、登船中二日、同二日宇治着、

十一日出立、出入十日、同十二日朝五ツ時過大津出立、同十四日未ノ

帆敷

刻前歸着、下船中三日、都合日数十四日

B

一 同十四

(荒居治太夫)

一 同十一戌 留記無之

(中屋敷留守居役、馳走奉行兼帯、文化十一、文政三、隠居)  
川手文右衛門

一 同十二亥

(文右衛門は文化十一年十一月に文左衛門から改称して、い)

一 六月朔日巳ノ刻出帆、四日午之中刻着津、登船中四日、同五日宇治着、

十四日出立、出入十日、同十四日、未之下刻大津出帆、夜九ツ半時頃

歸着、下船中一日、都合十四日

一 同十三子

(荒居治太夫)

六月十六日卯刻出帆、廿日未刻着津、登船中五日、同廿朔日宇治着、

廿九日出立、出入九日、同廿九日戌刻大津出帆、七月朔日歸 (7才)

着、都合日数十八日

一 同十四丑

(中屋敷留守居役、馳走奉行兼帯、文化十三、文政三)  
長野十之丞

五月廿六日辰上刻出帆、廿九日戌之刻着津、登船中四日、六月朔日宇

治着、同十一日歸着、都合日数十六日

一 同十五寅 留無之

(馳走奉行、中屋敷留守居役兼帯、文政元、同四)  
朝比奈藤右衛門

一 文政二卯 (中村三右衛門)

五月十八日辰ノ下刻出帆、廿日午ノ刻着津、

登船中三日、同廿一日宇治着、六月三日日出立、出入十三日、同三日西

上刻大津出帆、四日午ノ刻歸着、下船中二日、都合日数十七日

一 同三辰

(川手文右衛門)

五月廿九日辰下刻出帆、六月二日午ノ中刻着津、登船中三日、六月

三日宇治着、十一日宇治出立、出入九日、十二日辰ノ刻頃大津出帆、

十三日申刻歸着、下船中二日、都合日数十四日 (8才)

一 同四巳

(中屋敷留守居役、馳走奉行兼帯、文政四、同六)  
高橋新五右衛門





||

一 御礼状 壺封  
一 薄屋御壺代り

上林三人

(5才)

一 御茶入日記写

壺通

一 御茶料請取書

壺通

一 御礼状

壺封

一 花真御壺代り

酒多宗有

一 尾崎御壺

一 彈正御壺代り

一 宇治御壺

一 清涼寺

一 御茶湯壺

同人

一 御茶料請取書

壺通

一 御礼状

壺封

右之通指上申候

(6才)

一 五月十八日御壺請取船積仕同十九日不日和二付見合罷在、同廿

日卯刻松原村出帆仕候所、柳川辺二而雨天二相成候二付柳川江

懸り、未之刻比、雨晴候間柳川出帆仕候処、仲之嶋辺二而風雨

強相成候二付、仲之嶋へ懸り一夜見合罷在、同廿一日日和二相

成、卯之中刻出帆仕、申之刻大津江着船仕、同廿二日卯之上刻

大津表発足仕、午之刻宇治江参着仕候

一 同廿三日御壺御茶師江相渡申候

(6才)

一 同廿四日・廿五日御日柄且御茶師方指障在之趣二付指扣罷在候

一 同廿六日六郎殿方、同廿七日三入方・宗有方御茶詰仕、同廿八

日御壺寄仕、同廿九日卯之上刻宇治表出立仕、午之刻大津表江

着仕、未之上刻御壺船積仕、則出帆仕同日暮六ツ時過松原表江

着船仕候、尤夜中二付今朝日御壺相改角田順了江相渡申候、以

上

六月朔日

御使 杉原惣左衛門

(7才)

一 文化九壬申年四月五日

中村三右衛門

右御指紙御用番長野美濃殿 来儿御請書左之通

一 春日井御壺

上林六郎殿

一 御茶入日記写

壺通

一 御茶料請取書

壺通

一 御礼状

壺通

一 薄屋御壺

上林三人

一 御茶入日記写

壺通

一 御茶料請取書

壺通

一 御礼状

壺通

一 彈正御壺

酒多宗有

一 花真御壺

同人

一 御茶湯壺

同人

一 御茶料請取書

壺通

一 御礼状

壺通

右之通指上申候

(8才)

一 先月廿八日御壺請取御船積仕候所、廿九日晦日不日和二付見合

罷在候、当月朔日日和二付卯之刻過松原村出帆仕候所、即日酉

之刻過大津江着仕候、其夜——御船二宿仕、翌二日卯刻過大

津出立仕、午之刻過宇治江参着仕候

一 三日御壺御茶師方江相渡申候

一 五日・六日・九日御茶詰仕候

一 四日・七日・八日御精進日且御茶師方指障

(8才)











一 御礼状 壹通 (25)

一 彈正御壺 酒多宗有

一 花真御壺 同人

一 御茶湯壺 同人

一 御礼状 壹封

右之通指上申候

一 五月十七日御壺請取御船積仕、同十八日辰之刻松原村出帆仕、

不日和二付戌之刻堅田江船懸り仕、翌十九日巳之刻巳之刻堅田

出帆仕、未之刻大津江着船仕御船二一宿仕、翌廿日 (26)

辰之刻大津出立仕、未之刻宇治江參着仕候

一 廿一日御茶師方江御壺相渡申候

一 廿六日・廿七日御茶詰仕候

一 廿二日・廿三日・廿四日・廿五日御精進日且御茶師方指障御座

候趣二付相扣罷在候

一 廿八日御茶寄仕、翌廿九日卯之刻宇治出立仕、午之刻大津江

着仕候処、不日和二付六月四日迄見合罷在、四日酉ノ刻日和二

相成大津出帆、今五日卯之刻過松原村江着船、同日御壺相改又

(26)

御茶道方江相渡申候、以上

六月五日 御使 細江次郎右衛門

右御用番(家老、宇津木)下総殿江指出候事

一 御茶料請取書壹通 上林六郎殿

一 御茶料請取書壹通 上林三人

一 御茶料請取書壹通 酒多宗有

右之通指上申候、以上

六月五日 御使 細江次郎右衛門

右御勝手方御用番助右衛門殿江指出候事 (27)

但し昨巳年高橋氏被指出候通相認め指上候処御用番助右衛門

殿被仰渡二而前紙之通相認め指上旨被仰渡候事 (27)

一文政六癸未年四月二日 鈴木相馬

右御指紙御用番小一郎殿(家老、小野田) 来ル御請下左之通

春日井御壺代り 一 藤四郎御壺 上林六郎殿

一 御茶入日記写 二 壹通

一 御礼状 壹封

薄屋御壺代り 一 藤四郎御壺 上林三人

一 御茶入日記写 壹通

一 御礼状 壹封

一 尾崎御壺 酒多宗有

清涼寺 一 宇治御壺 同人 (28)

一 御茶湯壺 同人

一 御礼状 壹封

右之通指上申候

一 六月八日御壺請取御船積仕、同九日不日和二付見合罷在候、同

十日辰ノ上刻松原村出帆仕、不日和二付申之刻沖之島江船懸り

仕、翌十一日午ノ刻沖之島出帆仕、申ノ刻不日和二付唐崎江船

懸り仕、翌十二日辰ノ上刻大津江着船仕御船二一宿仕、翌十三

日卯ノ刻大津出立仕、午ノ刻宇治江參着仕候 (28)

一 十四日御茶師方江御壺相渡申候



# 資料翻刻 井伊直亮筆 「楽々亭座右耳袋」(上)

高木文恵  
北野智也

本資料翻刻は、彦根藩主井伊家に伝来し、現在彦根城博物館が所蔵する井伊家伝来典籍のうち、「楽々亭座右耳袋」<sup>(1)</sup>を翻刻したものである。

同書は、縦二十二・八cm、横十六・一cmの百丁から成る袋綴の縦本で、彦根藩井伊家十二代直亮<sup>(2)</sup>(二七九四〜一八五〇)が、人から聞き及んだ話で興味を覚えたものを書き記した随筆。内題を本紙の冒頭に記し、外題も直亮自らが記している。直亮は、雅楽器や刀剣をはじめ、書画、典籍、時計、茶道具、古物等々、多彩で膨大なコレクションを形成した大名として世に知られる。知的好奇心も旺盛で、種々の情報を積極的に入手し、それらを記録することを厭わないところがある。

本随筆集の発案および命名は、幕臣の根岸鎮衛<sup>(3)</sup>(二七三七〜一八一五)の随筆集「耳囊」<sup>(3)</sup>の影響とみられる。題名に「耳袋」の語を含み、各項目を「〜事」とするなど、体裁や書きぶりを踏襲していることが確認できるとある。楽々亭とは、直亮の号のひとつ<sup>(4)</sup>。

同じく井伊家伝来典籍中に写本の「耳囊」<sup>(5)</sup>がある。これは、未装幀の二冊本で、二冊をまとめた紐付き包紙の表に、直亮の字で「清風舎蔵耳ふくろ 二冊」とあるので、直亮がこの本を目にしていたことは明らかである。また、この冊子の奥には「其二巻 飯田猪右衛門」とある。

飯田猪右衛門とは、旗本柴田康直の家臣、森山木甫太の二男で、彦根藩儒の飯田左仲家の四代の養方弟として文化元年(一八〇四)に召し出された人物である。本写本の所蔵者を示すものとみられるが、書写自体も同一人物なのかは判然としない。猪右衛門の親元の森山家が幕臣の家臣という身分であることが、幕臣の著作物を書写するのに都合のつきやすい環境だったのかもしれない。

本書が取り上げる事項は、分野別や時系列ではなく、無作為のように見受けられる。執筆時期については、ある程度絞ることができる。冒頭の二つ目の記事「二廻状 相州徳応(翁の誤りカ) 寺末」に、弘化二年(二八四五)一月二十四日に江戸で発生した青山火事と判断できる火事についての記載があり、その火事を「先月廿四日」と記すことから、この記事を弘化二年二月に書いたことが判明し、かつ一つ目の記事がごく短く筆致にも変化が見られないことから、この時が本書の起筆日と考えてよいであろう。また、「当弘化三年」(二八四六)また「嘉永元年」(二八四八)などの年記も見いだされ、記事を詳細に検討する必要があるものの、年記のみで判断すると、筆を置いた上限は嘉永元年となる。記事の内容は、起筆時より三十年以上遡る文化十一年(二八一四)や同十二年のものも



(1)

樂々亭座右耳袋

一 京都ヨリ取寄かけこの法組

宿乃梅

麝香 龍腦 白檀 申香 三和

丁香 茴香 甘松

一 廻状 相州徳心寺末

白金台町壺丁目

曹洞宗

西照寺

(2)

右西照寺表門二懸有之候額面は心越禪師

筆跡之由、右心越八関羽之末孫明人之由、

寛永之頃来朝致し候僧二有之、兼而右

僧之筆跡は火難除之由申伝罷在、明和

之度目黒行人坂 出火之節も右額面焼

残り候由、然ル処先月廿四日青山 出火二而西照寺

表門類焼致し、右額面も焼失いたし候儀と

存居有之処、焼灰取片付候節、焼灰之下

右額面左右裏等は焼付火候得共、表之方

文字等八少しも損し不申、(歴)磨然と焼残り

罷在、誠二奇異之趣取沙汰仕候、右額面

此節本堂二懸有之候由

一 轉法輪家江笏之事尋候返答

御笏之木

フクラ 冬青 福頼トモ書来候

イチイ 臘 櫟

桜 サクノキト和名三有之候 飛驒(國)位山ノ産ヲ賞翫ニテ多ク是ヲ御用有之候

儲

杉 赤杉よろしく候

刺楡

(3)

朴

右之木品共御用にて御旨二候、其内ふくら

いちみ先上品二可有之候、其次桜、以下いづれも

笏二御用御坐候、木材之事御委敷御吟味も

可被為在候ハ、在家卿ノ畢用録と申著述

御座候、若御入用二茂御座候ハ、御写可被進

候事

(一八〇五)

一 文化二卯年大目付中川飛驒守江伺、即日

付札濟之由

正月 二月 四月 七月

右四ヶ月之内閏月之方は廿八日月並

出仕無之哉、十二月閏有之節は閏十二月

之方廿八日出仕有之、前之十二月廿八日は

出仕無之哉、右之趣兼而為心得伺候、以上



(松並兼全 三河國西尾藩主一七九五年一八七〇)  
月番松平和泉守へ相渡指上候趣也、其

後黄金耆枚和泉守於宅拝領致候由

一自丹波国能勢郷依亥日之例貢進す

禁裏 餅數十合之中、御女房許到來

之由、(彦根藩士)木侯土佐方江給る此餅 御所向にて

御用之味噌を付焼候而今用ニ相成候事、

へき板の箱にて内ニもち入、小豆の粉付

有之、ところへ 二白き色の小サキ角なる物

有之、是ハ長芋と見へ候事

一葵御紋御時服家来着用之事、星野久へ

直ニ尋候返答

(一六九五 ただし元禄八年は多年)  
元禄八未年四月三日

(徳川綱吉 將軍 一六四六、一七〇九)  
常憲院様加賀守屋敷江 御成之節

御目見被 仰付候家来共江葵御紋附之

御時服拝領被 仰付候、右家来御時服今

以所持仕候者御座候二付、着用仕候而も不苦

儀ニ候哉、此段御問合申上候、以上

(相模國小田原藩士)  
大久保加賀守家来

九月 松下三郎兵衛

右書取を以文化十二亥年九月御目付

村上監物殿江問合申候処、同列之者評

(7)

儀之上左之通答付札有之候

付札文言

書面葵御紋附時服

先年拝領仕候とモ、当時

着用之儀遠慮致し

可然候事

右之通留メ御座候二付、書拔差上申候

右之本紙も有之候、本紙ハ諸事要用

書付類入ニ入置

一乳泉散

蛤蜊黒焼

蛤蜊貝ノマ、土器ニ入、蓋ヲシテハリ金ニテ十文字

ニシハリ、口ヲ土ニテヨクヌリ、内へ火氣ノ不入ヤウニシ

テ炭火ニテ焼ナリ

右一味為細末白カユニテ一日ニ五分ツ、用、

カユ煮ヤウハ末ノカサニ米一盃入、其カサニ水

七盃入煮テ、其上スミノ湯ニテ用、一日ノ中何

度ナリトモ用、アトニテカユモ用

右之法古き書付類之内より見出しの俣

無何事爰ニ記し置

(8)

一白牛酪之事、予か奥向ニ勤むる女子共之内ニ牛

酪製法之役所江出る物あり、即其家之出生ニ付

製菓之始りを尋るニ付、指越書取左之通

白牛酪之儀、享保之始依

台命白牛ニ頭房州ノ峯岡(嶺)之御牧ニ放養

被為 仰付、寛政之始二至り凡百余頭二及候  
由、其頃岩本石見守様御小納戸頭取野

馬方御懸り御勤役中功能御試、生乳ヲ

以酪御製被為在、諸人江被下置候所、功能

結構二付、寛政四年御製菓被

為 仰付候

当時御懸

御小納戸頭取  
新御番頭格

尾嶋飛驒守様

酪御製役

木村鍋五郎様

小塩又左衛門様

吉田孝吉様

利兵衛義ハ

前々々野馬方御用相勤罷在候二付、

酪功能御試中諸方江行届候様取

(9)

斗可仕旨被 仰付、御製菓二相成候テも

引続右御用被為 仰付、酪之義利

兵衛へ御下ケ渡二相成、利兵衛方京大坂

其外所々江配分仕、御代金取集上納

仕候儀二御座候

三月

一 踐祚之事

天子位を嗣を即位と申、幼く位を嗣を踐祚と申

事、礼記の文王世子篇二成王幼而不能オウヤ本踐祚、  
周公相踐祚カスウケンアノマ而治と有之、右は周の武王の太子

成王未タ幼年之節父武王崩せられ候故、直二

天子の位を嗣被申候得共、幼年にて天子の

事を被行候儀成かたき故、叔父の周公旦

盛を助け、明堂にて天下の諸侯或は外国

の人迄も朝覲の礼を行ひ候節、祚階と申、

堂の東の方のきさはしにて礼を被受候事

幼年にて難成故、周公旦助て祚階を踐の

礼を被受候事有之によつて、天子の位をふ

ミ候事を踐祚と申候、唐土にてハ踐祚と申候

得は直に天子の位に即候事を申し候得共、此

(10)

方にてハ御踐祚有之ても御即位の礼は

別に行われ候事二相見候、且 東君様

御讓を被 為受、父君は太上皇に被為成候

時は 御即位と唱へ、又 父君崩御之後御位

二即せられ候得は、踐祚と唱へ候哉二も被存候

得共、此方曆代之書に乞度左様之例二も書ハ

なし無之、一定二は難申候、然れとも踐祚の時

必らず摂政を被 仰付候様相見候得は、何れ

御幼君歟、或は御受禪なく崩御後

御位之即せられ候時唱へ歟に相見候得共、

当時上方にて唱等之儀は不相弁事二御坐候

候は、<sup>(タ)</sup> 駢<sup>(タ)</sup>と之義は難申上候、御踐祚と申候ても

何れ別段 御即位の礼ハ行われ候事ニ付、

結<sup>(結)</sup>り踐祚と申事ハ天子の御跡を被為嗣候

事ニて、御即位にて弥 天下江御広め有之

事之様ニ被存申候

但し、御即位無之内ハ 儲君を踐祚と唱へ候

事ニは無之、天子ニ御成被成候と申唱与

被存申候

踐祚ハ此方に候ハ、跡目願ハ御請取候て未<sup>(未々カ)</sup>た菊

(11)

之間之被 仰渡無之内之如くに候得共、

天子様故 御位ハ踐せられ候故、如右唱候哉ニ

御坐候、天子嗣臣を即位と云、幼く嗣

位を踐祚といふ、周成王幼而未人前之事を

行年能はず、周公代りて祚階を履に

天位を授ざるに付、踐祚といふ也

右は林祭酒より申上ニも有之哉、聞二つき爰に

書留置

一清涼寺堅光二聞 癰疔腫物之部 <sup>(寂室堅光 井伊家菩提寺清涼寺住持 一七五三、一八三〇)</sup>

癰治方

土骨皮大 忍冬大 当皈中 桔梗中 人参 <sup>三分位 但シ様</sup>

子次第一 芎朮加入 朝鮮上品ヲ用ユヘシ 以上五味本方檳榔子中 下ニ在ル片

加黄芩中 上ニ在ル片加フ、紅花 <sup>輕子内ニ散シタキ 片加フ</sup> 藿香

中 膿ヲ持セタキニ加フ、合歡子中 愈シタキ片ニ加フ

右藥法也、藥製は勿論、療治之心得都口伝之事

口伝土骨皮 小ナラノ木ノ皮ノ事也、此木ノ膚

ト皮トノ間ニ米ノヨウナルモノアリ、コノ皮至テ佳シ、人参ハ

一匁五分位用テヨシ○本書ニ下ニ在ル片ト云ハ腰ヨリ

下ノ事也○上ニ在ル片ト云ハ腰ヨリ上ノ事也○出来物ニ

(12)

凝ナルハ癰ニアラズ、根ブト也、癰ハ平地ニシテツブくト

鳥ハダノ様ニアル也、五年モ十年モ催ノ出来ルモノ也

○癰疔万腫物ヲ治ス生ノ牛膝 <sup>葉ナリ 柀 葉共ニ二味</sup>

等分摺鉢ニテヨク摺テ酢ニテトキツクヘシ、奇妙也

○癰疔痼疾ノ瘀血ヲ惡水ヲ吸上ケ、以上ハ酢ニテツクル

也、一切五臟ノ毒ヲ消シ面腹手足ノ腫ヲ癒ス、六味

左ニ記ス、陽起石 <sup>二兩代二十四分位</sup> 陽起石唐石膏

末古渡阿魏 <sup>二兩代二十目</sup> 白花地 <sup>二兩代十二分位</sup> 白犀角

<sup>一兩代拾六分</sup> 蛇含石 <sup>一分代</sup> 右末 <sup>腫脹満ノ病ニ</sup>

灸治ノ点 <sup>附藥上三記</sup> 水分 三台 天枢 大横

章門 京車 腰間 龜尾 風市 三里 絶骨

コモラ 湧泉 肩井 合谷 以上

○蒲萄疔ハ暫時ニ発シ治シガタシ <sup>ニシニク 燒為霜糊 二和メツクル也</sup>

○首断疔奇方忍冬膏ツケ、又吞ム、跡ニテ煎

防敗毒散ヲ用

○癰癰腫奇方 何首烏夏枯草忍冬

味等分 水煎服

○拔疗方 杉芽 萍蓬草 紅花 各等陰干燒

為霜 右三味以ハコベ繁縷ノ汁ヲ和調ノ塗瘡上三

○治癰疔腫兼療鼠毒奇方伯州産同方

(13)

石壘 二枚為霜 反鼻 二枚生捕 燒為霜 沈香 一匁 角石五分

右四味為末、每服五分又ハ老匂日ニ三度白湯ニ而道

下ノ温酒赤佳シ

○治癰疔及諸熱毒腫ヲ方 白英 大根葉並燒 為霜

胡椒 小燒為霜 右二味調合温酒飯下ス、每服六分

一日ニ四五度ツ、

○腫氣脹滿治方ニハトコノ木ニ出タル木海月ヲ

味噌ニテ煮喰ヘハ二便ニ下ル○蒲萄ノ如クナルモ

ノ一夜ノ内ニモ出来テ、療治ヲ知ラザレハ死スル也、炙ス

ヘテモアツカラス、生大豆ヲ喰シテナマクサカラズシテ

馥ハシキハプトウ疔ナリ、蒜ヲ黒燒ニシテ付レハ愈

テ命を助ルベシ、粘ニ押マゼ付テヨシ、コノ藥ノ外ニハ内

藥外科ニテモ治セサル也、コノ疔ノコトハ古今ノ医書

ニモナキ也

一 (彦根藩士・藩医)河村順碩紅毛ズドボウの法見出指出書付

楡椀円方

楡椀 百五十匁 茯苓 百五十匁 陳皮 山藥

桔梗 乾姜 各半兩ツ、甘草 二十匁 白砂糖 半斤

右八味煉蜜

一 (彦根藩士)三浦ノ五香の事

(14)

五香 打身之藥也、近来ハ世俗ニテ

風藥ニモ用ヒ又ハ逆上ニモ用ユル由、

産後ノ逆上等ニ用ヒ、依而世上産後

用ユル事ニ心得居由也

合藥ニテ細末シガマノ穂ニテ色ヲモ付

ルよし、其上を綿ニ包ミ有之、用ユル時

ハ綿ノ包たる俣湯の中へ入レ、ふり出

し用ゆる事

右五香は (彦根藩士)三浦和泉之家ニ伝ふ、五香の

濫觴ハ、三浦家当家江来り候時、三浦

与右衛門元貞とい、し人、大坂軍之節、

若江堤ニおゐて山田又之丞を打留たる

節、着したる甲之内ニ五香之方書

あり、可伝旨ニ而之由、依而其已来五香

三浦家之一子相伝と成る由、(三浦正献 彦根藩士)造酒に

承る

一 諒闇中ノ鞠之事、(京都方藥所の樂人 井伊直亮の筆篋の師)安倍季良手紙書拔

閑暇成事ニ御坐候、家之堂上なども自分

稽古ハ被免候へとも、合奏などハ難相成候、

飛鳥井家も鞠ハ自分稽古は免候、

諒闇中の鞠再興有之候、(紫皮ノ所 藍皮ト申事)勿

(15)

論装束も色目違候よし被承候、其ゆへ

余り出精稽古の人も無之様子ニ御定

一 宗梅 姓氏詳ナラス、宗祇ノ執事連歌ヲ能ス、書  
飛鳥井ニ築軒ヲ学

宗因 白井氏、白雲ト号ス、大坂ノ人、経書及ヒ和歌  
ヲヨクス、寛文ノ比也

兼与 兼如ノ子兼載ノ門弟、法橋トナル

一 中風のましない江戸より申来る

当弘化三丙午年ハひのへむまにて、丙午の

年に六十六才なる人墨にて小サク水といふ

文字をかき、夫を湯か水ニシ(カカ)而紙ヲ丸くして

吞て能也、尤男子ハ〇女六十六才の者ニ水

といふ字をかゝせ可吞、女子ハ六十六才の

男子ニ為書可吞也、是ハ中風を不煩

ましないと申来ル、即我其通りニ致、

かたわらの人ニも教る事

一 石造之法、(鉄砲職也)国友藤兵衛指出す

石造之法

一 焼物土 四合

一 石灰 五合

何レも細末ニシテ絵ぎぬのふるひニ懸テ、色ハ

何色ニ而も御好次第、絵貝少々御控へ

(16)

右二品ニアイノヨドミヲ入、葉研ニ而も乳

鉢ニ而も能御すり被遊候程能ねバリ申候、

同ハニウハチガ宜敷由也

一 アイノヨドミ取様



此所ヨドミ、ドロくト仕ルヨドミヲ用ヒ申候

尤ねりかけんハソバヲコね候位のかたさ宜

敷候



此間土ニテカタメ申候

尤穴クボミノある石宜敷由

右之通り色々大小ニ先の丸きカねにて

水のカワキカゲンヲ能御考、静ニ御力タメ

可被遊候が宜候、廿日三十日もカゲ干ニ

被遊、能乾き候所江豆ノゴヲ引申候、猶其

上ツヤヲ付候ニハサラシ蠟、尤木蠟ノ事ニ而

御座候、此蠟ヲ火ニ而アブリ御手指ニ

(17)

少し付候而御手ヲ火ニ而御あふり被遊候と、御手

の内ニ少し油の氣付候間、其御手ニ而右

之石をナデスリ候得はツヤ出申候、此ツヤ

貫ケ不申候由候

右之通親共相試し候上相認メ置候間奉  
申上候、私共ハ未タ石造候事無御座候得  
共、右之法ニ而随分出来可申候と奉存候、  
何分御試奉願上候、以上

(彦根藩士)  
加藤彦兵衛様 国友藤兵衛

又法

ボン石ノ土

・黒谷山 上ねツミ 色哉 ・浅岡山 上白色哉 ・清水土

右三品之内之土宜敷由、尤何レも瀬戸

物土也

一 三味線作者之事

中



三味線之名人

石村近江頭輔

三代目

一 彦根北野寺之事

縁起ノ上ニ 元和中ト御座候、

(18)

旧来于此有一堂舎、安置観音

靈像、有其別堂寺院号言彦根寺

同六年孟冬比

(并伊直亮 近江國彦根藩主 一五九〇〜一六五九)  
直孝公 彦根寺

改北野寺

一 長寿之伝三ヶ条

一 毎夜臥り候節、左の通り三遍唱へ、胸

より下腹へ三度撫おろし候事

天齡此榮 願得長生

我立勲功 願得安寧

一 隔日温飧をたべ可申候事

一 毎月三里の八日灸怠らざる事

朔日 左十一 右九 二日 左十 右八 三日 左十一 右八

四日 左十一 右九 五日 左十 右九 六日 左九 右十

七日 左九 右八 八日 左九 右九

右之通客婦人有の障あらハ、十一日

にても廿一日にても朔日の日取に致候

事

一 火傷 ヤケド 之妙薬

火傷ニハ大鷹之糞 ウツケ ヲ附ケレハ忽痛

ヲ散シ、即功有之由、あとも不附由也

(19)

(彦根藩士)  
松平倉之介ニ承ル

一 北野寺天神之事ニ付安倍雅楽助 (京都方楽所の樂人 井伊直亮の筆薬の師)

季良江尋置ハ、筑紫太宰府之尊像

を写し候事と云ふニ就而頼ミ置所、此度

左之通り書付指越す、雖然左之書付ハ

兼而頼ミ置とハ相違ニ候事、先ツ爰ニ

留置もの也

上包に

彦根候家

天満宮画像由来之書状写

折表二  
上人様 (寂室堅光 井伊家菩提寺清涼寺住持 彦根堅光和尚ノ俗縁ノ人山田御師 志毛井氏ノ手状ノ写シ)

佳日夏道(谷カ)□倍御仰万福奉欣躍候、然は

此節ハ洞津西来寺様御尊(マツ)□の事、菅家

御信仰被遊候御考証物出来との事、以て

春木・足代両先生より承り申候、因テ

墨叟申上候

江州彦根清涼寺堅光和尚之

親話

(井伊直中 近江国彦根藩主 直亮の父 一七六六—一八三二)  
彦根御隠居様ハ金龜と御号ヲ申候、堅光

師と對話ノ次ニ仏家ニハ人間再生ノコトヲ申候コト、

(20)

其理可有力真人ノ金龜と号スルハツト、

已然一儒生ノ命シ呉タルガ昔、叡山二名僧

アリ、金龜ト云、此僧菅家ト至テ親友ナリシカ、

彦根ノ一山中ニ庵ヲ結ヒ居テ常ニ法花説

誦セシカ、菅家西国ニ配流ナラセラレシ後、眷恋

ノ数千里外ニ(龍カ)□リ問訊セラレシトナリ、其時コノ

金龜能画ノ人ナリシカハ、即チ菅家ノ生身

肖像ヲ写シカサレシトナリ、其真(請カ)□今二両所ニ

ノコレリ、一所ハ、、、一所ハ宇佐八幡ノ領内也、

此事ヲ彦根御隠居様御聞アリテ西国ニ

アツラヘテ模写出来セリ、即今彦根ニハ所蔵

ナリ、又金龜ノ仕花説誦ノ故諫も知レテチ、

今ノ天寧寺新地ノ上方ニ一株松生タル処也

ト云ヘリ、社地天寧(カ)ニ候ノ廟ヲ營シテ木像

ヲ置レタリ、全ク金龜阿闍梨ノ再生ノ思召也

と也、金龜年齢百三十余ニモ及ヘリ、長生ノ人

也、豊鐘善写集ト申書ニ載タリ

右之通堅光老和上ノ親話、菅家御像

ハ臯頃(カ)ノ上ニ腰カケ立像ナリト力承りし也

洞津ノ方ハ上ニ其像ヲ之西候也

(21)

四月十日

尫有上人様 玉案下

志毛井光雲拜

前文之事、来書字體ニ不分といへとも凡似せ而

認メ置也

季良添手紙左之通 (安倍季良 京都方案所の衆人 井伊直亮の筆業の師)

一筆啓上仕候、緩和之節弥御安全被成御勤

珍重奉賀候、然ハ先年其御地へ参候節

北野寺菅家御像之事相願、其節

しかと難相分候処、其上ハ私被相頼候方へ

申遣候へハ、其比は右僧勢州津西来寺上人ニ

御坐候、折節関東へ罷下り返事無之候、然ル

所帰国ハたし候而此比別紙之書状之写

差越候、御用多之御中へ申上候義ハ、甚不

本意之至御坐候得共、先達而跡より申上候と

申上置候ゆへ、先々貴所様迄先方書状

入見參候、当時御用多とて其訳二被成

(22)

置被下度候、先私より申上置度如此御坐候、

以上

三月廿日

(安倍季良 京都方案所の業人 井伊直亮の筆業の師)  
安倍加賀守

(彦根藩士)  
加藤彦兵衛様

此来紙ハ彦兵衛方へ下ケ置

一物縫針のたちたるにハ、螢のかけほしをそ

つくひのりにませてはりおけハ、針おのつから

ぬけ出るよし、奇妙也

一指先に爪まつりとして病あり、是二も螢

そくひに交せてはれハ功あり

一弘化三年季良より申越 (一八四六) (安倍季良 京都方案所の業人 井伊直亮の筆業の師)

一御所内日ノ御門前二今度学校御出

来候、此一兩日以前武辺より引渡二相成候、

学習院と申候

三條大納言様 (三條實萬 一八〇二〜五九)

奉行 勘ヶ由小路前中納言様 (勘解由小路次善 一七七八〜一八四八)

東坊城宰相 (東坊城聡長 一八〇〇〜六)

有職 五條式部大輔 (五條為定 一八〇四〜六二)

一弘化三年之暮同人ヨリ来略曆とて (一八四六)

月ノ大小 歳徳 金神 節中之替り日

(23)

月食 彼岸 入梅 半夏生 社日 八十八夜

二百十日 等之事有之、末二

丙午年甲午月考之 (弘化三年 一八四六) 小松山道人訂誌下有

之、同人自書二而写し指越、何レノ人と云ふハ

不知、同人も外二而見当りうつせし由二て被指

越まゝ爰二認し置、折ヲ以小松山道人を

尋置度事

一 一万金丹之法 (彦根藩士・藩医) 河村順碩指出

阿仙薬 三十匁 肉桂 六匁

丁子 四匁 甘草 三匁

龍腦 五匁 麝香 一分五厘

右六味

一 備前国新田庄住親依 在銘 刀先年

取入置、右刀在銘ハ至而珍敷物二候由、半次云 (雷村半次 江戸の商人)

一 諸家々ニ来共 公辺より拝領之葵御紋之

御時服着用不苦哉否哉之問合、星野求珉

返答之事

弥御安泰被成御座奉賀候、然は一昨日於

営中 大守様より蒙仰候御尋之儀

認メ奉入貴覽候間、御序之節宜被

(24)

仰上可被下候奉願候、右用事迄、早々、い上

二月廿七日

(彦根藩土高田兵記カ)  
兵記様 内用 求珉

印封紙之上ニ 上 求珉

(六九五、ただし元禄八年は多年)  
元禄八末年四月三日

(徳川綱吉將軍一六四六、一七〇九)  
常憲院様加賀守屋敷江

御成之節、御目見被 仰付候家来共江

葵御紋附之御時服拝領被 仰付候、右

家来御時服今以所持仕候者御座候ニ付、

着用仕候而も不苦儀ニ候哉、此段御問合

申上候、以上

九月 (大久保忠実 相模國小田原藩主)  
大久保加賀守家来

松下三郎兵衛

右書取ヲ以文化(二八五)十二年九月御目付村上

監物殿江問合申候所、同列之者評儀之上

左之通答、付札有之候

付札文言

書面葵御紋附時服先年拝領

仕候とも、当時着用之儀遠慮致し

可然候事

右之通留メ御坐候ニ付、書拔差上申候

(25)

右元極め之分ニ書付入

一彦根松原村磯村等ニテ近來之趣向思ひ付ニテ、

魚のはいと申す釣候ニは蜘蛛ニ而釣り来り候処、米ニ生シ

候虫ニて釣れハ至ニ而能くつれ候由、近年の事之由也

一蕎麦の毒解之事 (森寺常安 三条家の諸大夫 一七九二、一八六八)  
森寺長門守承る

カリヤス 染草ニ用ユル 品也 此品至ニ而能毒消ヨシ妙也

右カリヤスヲ楊枝ニシテ常ニ用ユレハ、蕎麦食シ

テモ直ニ消散スルコト、又々幾椀モ食シ被申由也

一梅干製法 (彦根藩上) 松平倉之介家製之事

梅の実をちきり水ニ而洗ひ 柔ニ致す 二八 其俣

水をしたみ二三日桶ニ入レ、蓋をして置 柔かく せざる

二八直ニ 其桶のまゝにて塩を入る、梅壹升ニ塩

貳合位入れ交セ而十四五日斗り其俣ニ致し置、

其後紫蘇を塩ニて揉ミ黒汁の出たるを

捨て、其しそを實の内へ入れ交、沢山紫

蘇を入るゝほと色能くなる、其俣土用迄

置、土用中ニ晴天ニ一日半ほど日に干、紫

蘇一とかわ梅一とかわとかく度ニ壺江詰立、

柔かくするにハ酒を指にて少々打置てよし

酒ハ味淋か よきなり

(26)

一梅干製法 (彦根藩上) 増田啓次郎家製之法、同人

へ尋、書付ニ而申聞所書留置

半夏に至り梅の実をちきり、半日斗り水ニ漬

置申候、水より引揚ケ候梅実を壹升ニ塩

三合当ニ仕、右割合を土用ニ至り候迄塩漬

二仕置候を、土用極上之天氣を見合、梅実を引上げ一日斗り日に干申候、右同日二至り紫蘇沢山に葉ちきり水にてあらゐ、一日

陰干二致し候上、梅塩漬之酢にて大体紫蘇の葉一と振二塩一と振り程交せ荒もみ致し暫指置、又々少々塩を指入能々もみ

申候而猶かたくしほり、壺に梅実を一並へ二仕り、右のもみ紫蘇を厚ミ一寸斗り二並べ、右もみ紫蘇之酢と酒とをかたみに

振り懸ケねつとりと仕候程に致、又一と並へ

梅実を漬、最初之如く梅酢と酒とを振り

かけ、追々如此壺一はい二漬申候而口一はいの木にて蓋を仕り、紙にて能々いき之抜ケ

不申様二口張仕置申候、右梅干冬に至り

大体漬り加減二成り候得共、翌年二、三月

(27)

頃二至り能漬り頃二成り申候、右梅干漬様

是迄仕来申候

増田啓次郎

右之通り二候、啓次郎母か毎年漬込申由也

一公卿二勘解由小路と云ふあり、唱へ様ハカデガコウ

シと唱へ習し候由也、(森寺藩安三条家の頭大夫一七九一—一八六八)森寺長門守に承る

一毎月ノ四日月の事、三ヶ月とて毎月

人々の信心願ひ候一とにて人々の知りたる所也、

四日月のこと今迄不知処、我か身一生に

一ツ事を願へは願ひ叶ふといふ、一代に

一度の事よりしてハ不叶よし、(彦根藩士)河手三郎左衛門

江聞く

一橋本津右衛門とて鉄炮方下役二有之、此者

去る者二伝受候由、左之蘭法申聞ル

○コウテヒル (日本ニテハ貫火ト)

右フウキ当り候得ハ速時二火二相成、又ハ

ピンニ入レ矢先二附ル、是ニハ口伝アリ

○ドンドロフウドル

右ハタ、キ候得は火二相成、又ハ穴二住獸

ノ類ヲウツニモ持ユル

一外ニイロく火ジツ御座候得共製法ハ

(28)

心得不仕、前文ノ二品製法仕候二付、奉申上

候、以上

三月

橋本津右衛門

別封之内 同人申上

猛水取ヨウ

一青明礬 百目

右ヲヤゲンニテ細末ニ仕



右之ホウロクニ青明礬少々ツ、追くニ

入レ、イリカケ大方半分斗イレ候得ハ

皆ホウロク江入レ能々マセ、カラく仕候得は

宜敷

一又玉ニ成タルヲハヤゲンニテヲロシ

一消石(備カ) 百目

右ヤゲンニテ細末ニ仕

一青明礬(備カ) 消石一所ニ仕



此所土ニテ  
卷  
火ニ入ル  
土ニテ包

一右之トクリ江入レ焼候得ハ、茶イロ成猛水出ル事

(29)

一直ニ蘭ピン江ウツシヲキ、ツメ仕



如図成ピンニ入レ制法仕候  
得ハ宜敷候得共、此ピンハ無  
御座候ニ付



如此成フカキ筒茶  
碗ニテ制法仕候

一右之筒茶碗之目方ヲ懸置、図之茶碗江

猛水 目方八匁入レ 水銀 目方式匁入レ

右猛水中江水銀ヲ入レ候得は、水銀アワタチ

白キ粉之様ニ見江、其処江

極上之焼酒目方八匁入レ候得は、又猛水

アワタチ暫立候得ハアワダチャムル、直ニ二、三

度水ニテイツカシ紙之上江明ケ干候得ハ、

右白消ト相成、是ドンドルフウドル

○コウテヒル 日本ニテハ貫火ト

一焼明礬

三拾目

一灰松之末炭  
茄之末炭 七匁

一鷹目之イヨ、 四匁

一消石(備カ) 四匁

右之四品ヲヤゲンニテ細末ニ仕、土ボウロク懸

一右之イリヨウハ如図

此セツカイニテマセ能々イリ候得ハ、ホウ

(30)

ロクノ中ヘアラク火ウツルトコロヲ能々  
マセ、アヲキ火○ヲトロ江候得は、ホウロ

クヲ上ル、右サメキルマテマゼル事



五枚斗  
此ツメニヌレ紙ヲ卷ツメ  
ツカマツリ

右ノトクリヘ入レ

一此トクリヲ火之中江入レ凡半時斗焼、トクリ

之中ヲ見イアカク成マテ焼

一直ニ火ノ中ニテ右之如図之ツメ仕候得ハ

直ニ火之中ヨリ上ケヲキサメ候迄見合置

一少々アタ、マリアルトキニトクリ之口ヲトリ

一直ニ紙ヲアテ中江風ウキ入不申様仕

一ホソ竹ニテ中ヲマゼ、直ニトクリ之口ヨリ蘭ピン

之口江風ウキアタラズヨウニウツス

一遠藤但馬(遠藤統  
近江国三上藩主)ニ承ル

武家故実委敷者

(松平頼胤 讃岐国高松藩主)  
松平宮内大輔納戸

(高松藩士)  
寺井肇

右之者武家故実者之由、遠藤但馬守  
咄し候事、尤内々ニ被致候間、主人へハ咄し  
無用と申事也

(31)

同 家来

朽木市郎右衛門

右之者も同様か

一花橘懸香之法

臍麝香 目方  
三匁五分

白目 九匁

新梅花 六匁

蘭香 六匁

右文化十四丑年四月大坂屋幸八方小納戸へ買入

一裏付候上下到来之由緒之事

御簾本御由緒書之内書抜

小野備前守

右御先祖明暦三丙年御屋敷類焼之節、  
(并伊直孝 近江国彦根藩主 一五九〇、一六五九)

直孝公御懇二付、半之介御見舞有之

所、

直孝公仰ニ裏附之上下類焼二付、今日登

城二事を欠くと被 仰候へハ、有合候間進

上仕度とて金きんの裏付上下を被贈進

直孝公御喜悦不斜、召之候而御登

城有之候由、依之小野氏毎年金巾之

(32)

裏付上下二具を御饋り、

直孝公直澄公御代ニは年中之御召料  
(并伊直澄 近江国彦根藩主 一六五九、一六七〇)

足り候由、代々小野氏家之規模として

件之二具を年々御贈進有之、御代々御懇

意

一棟谷莊十二勝

長嘯館 棟谷莊一名  
千畝谷

披襟閣 新御殿

觀魚橋 御殿前橋

白雪林 梅還

秋花徑 萩野

明月樓 萩御茶屋

一名繞花楼

凌雲縱 縱

緑陰堂 縦御茶屋

桜花埒 御馬場

寒泉井 清水

鳧雁池 御泉水

仙遊台 中山

右之通り誰名附タルヲ不知トイヘトモ記之

(33)

一本町一丁目二名酒や廣瀬と云ふあり、還生酒

と云ふ酒あるよし、了順二間  
(江戸(二丁目カ)  
益池了順 教寄屋坊主)

一弘化四年三月廿四日、彦根表も宵四ツ時余程強き

地震有之、此地震ハ江戸表も同時二強き地震

在之、江戸表当春早々ヨリ時々強き又ハ毎度之

地震大小も有之、大体毎日五六度ツゝふるひ何

ともいふかしき様子二候、其後彦根江聞ゆる

は、三月廿四日信濃善光寺二強き地震ゆりて

本堂山門ハ残り、其外寺々又ハ在町等数多

たおれ、出火も有之、不残つふれ、人死し仰山

なる由、丹波川と河も水一時二千、山崩にて家へ

押也、十二ヶ村へ水押冠一ツの湖上出来候程之

事実二前代未聴次第恐敷事二候、追々と

色々能様子聞ゆる二任せ、次々書乘セ置物也

一千駄ヶ谷 彦根藩江戸下屋敷千田谷下屋敷二而種馬之事

大久保加賀守様御勝手江参上仕、御用人松下

三郎兵衛呼出、先日無（北方）度申上置候千田ヶ谷

御屋敷内にて孕馬御飼立之儀、御聞置にて

相濟候御事とハ奉存候へとも、猶為念今一

応相伺置度段申述候処、則加賀守様へ申上候

(34)

由、御同人様仰二は、先日も無御子細御事故、一

通り御聞置被成候へ共、被入御念、猶又内談

之趣被成御承知、勿論此間も被仰候通り

畢竟御屋敷内之事、殊二場末にて御手広

之儀嘸秣場等も可有之、旁一疋ハ扱置、たとへ

五疋六疋とても聊御頓着無之事と思召候、尤

御用番杯へ無訖度被 仰入等二も不被為及

候儀と思召候旨、此段能々可申述旨被

仰付候由、三郎兵衛被申聞候、已上

六月七日 （彦根藩士 富田兵記）

一参州二川宿二而蚊遣り二名古屋やきとて素焼



乃此図之通り なる品有之

即（ちか）被為置、上ミのふたをノ置、二段目ノ所より

煙出至極能くいぶり候事、此いぶり木二（はか）

でほふとい、杉の葉に似たる木之由也、梶の

葉もやし申由也、彦根二而ハモロダといふ由

廿後柏原院御調合梅花方此摩

一雲丹ハやけどの薬也、ぬり置ハ能し、妙薬之由也

(35)

一奇方 （彦根藩士 藩医 小縣静庵二聞）

生髪方

虎皮 毛共 牛皮 黒牛最好毛共用

右二品霜トナシ、麻油二煉調敷

一方

松脂 十匁 麻油 一合 益母草 一匁

銅粉 二匁 蛇衣 一匁 白蠟 二匁

桑螵蛸 三箇

右蠟油ヲ煉テ後、五味ノ細末ヲ鍋ニ下シテ擾之

一方

荊芥 鮒魚頭 各等分

右二品黒焼為末麻油ニテ附ル

一遠州中泉村酒屋市川久右衛門造味噌之法

豆 壹升 糍 壹升 塩 四合

去年春椿

出し五合 老合味淋 (鹽) 少し煎

至極風味よろしく有之事

一領分多賀神領ニ延命酒とて名酒売候、

此酒延の字ニあらず、草冠ありて其詛を尋

(36)

る所左の通り

僧乗坊重源と申候人ハ、俗名渡辺亘と

申北面之武士ニ而、六十才之時ニ奈良之大仏

健立之 (健)

勅命ヲ蒙リ候所六十一才ニ及び、命數

之程も難斗故、奈良春日明神へ參籠

二七日ケ間延命之儀ヲ祈候処、春日明神

御告ニ、天ケ下ニ春命神と申候ハ多賀 (春)

明神故、祈誓ヲ致候様、御告ニ付直ニ

多賀へ罷越、三七日ケ間祈候所、三七日

めに柏之葉ニ莖之一字ヲ書て授給

ふ、夫故莖之字之謂ニ御座候

一東海道原宿ニ而弘化四年四月廿五日、珍ら敷大き (八四七)

なるまくろ取れ候由

八人持之まくろ 二本 豊四枚敷ほと有之由  
水中ニテモリの類を以て

ころし、はらをあけはねむ様ニいたして後岡へ  
取り上ケ候由、無左けれハ網を破り  
候よし也

六人持まくろ四本取れ候由

右之趣無相違由也、供之者聞候事

一東海道原宿ニ上松与右衛門と云ふ旅籠屋あり、至て

(37)

植木類好ミ也、然ル所小休ニ而色々尋候得は、紅毛人

休ミ候由ニテ色々咄し候内ニ紅毛人ニもらい候由也

アロウエト申す種蘭人ヨリ贈り候由ニテ二本

はへ申候、花ハ至而見事成よし、然し五六年も

相立不申而ハ花咲不申よし、尤花ハ百合

之花ニ似て白ニ葉の斑あるよし也

フラットハツトス

是も草花也、花ハ朱ノ中ニ黄成花よし

コロイテイルウルメニイト

是ハ花ハ薄桃色ねブ之花ニ似候よし、葉ニ

さわれハ忽しをれるもの也よし、

蘭人ハ紫の鉄線を甚々好ミ懇望致し候ニ付、

根つるとともに遣し候よし、

猶又原宿浜辺ニ有之由、赤キ色の石ヲ好ミ

賞美して是も持参り候由也

一味噲は年古きよし、大坂御城二有之、三年ツ、味

噲御囲ヒ而三年目(C)□□二新二御結替二相成候事、此三年

目立候味噲至而風味宜敷と聞 今忠(彦根藩士 太村忠右衛門カ)

一玄猪祝義之説(彦根藩士) 繁岡信吾書出

(貞原始古著 貞享五年一六八八刊) 日本歳時記曰、初ノ亥日餅を製して食ふ事

(38)

あり、おほやけにも上の亥の日、内蔵寮より御玄

猪を奉る、朝かれ井にてきこしめす、御玄猪ハ

亥子餅の名なり委き事ハ公事根源節供要略 などにミへたり、公事なる故略之 又亥子

の餅七種の粉を合て作る、七種の粉とハ、大豆、小豆

大角豆、胡麻、栗、柿、糖なりと掌中曆二見えたり、

かゝる事を下にうけて、此日民間にいたる迄

餅を製してくらふ、此事いつの比よりはし

まるとも見へす、延喜式にのせる往古より

有し事とミへたり、承安四年沙汰ありて(一七四)

大外記頼重師尚など勘文をまいらす、それも

本朝のおこりをハたしかに申さず、ミな本書

本記をのせたり、然るに歌林四季物語にハ、但

馬の国よりはしめていのこのもちゐたてまつ

りし事、国吏に侍る、時代開化のすへらみ

ことの御くらぬしろしめして二とせの、此月の

御事なりとかや、子夜行といふふミには、十

月ハ亥の月にして亥の用らるゝ事ハ、子を

一年の月の数うミ、うるふにハ十三うたて、めて(三候カ)

たくあさましきまていミしき物なれハ同(カ)□

て、この事をこなハるゝよし侍る、もろこし

(39)

にてもひさしくなしたへたりや、はかりかたしと

しるせり、しかれども開化天皇の御宇に、亥の日

の餅奉りし事日本記などにハ見へす、又楊野

暁筆といへる書を見侍しに、景行天皇二十(二九四)

三年十月亥日、餅を奉りしよししるし

ぬれとも、これ又ふるき文にもみえず、まいて

国史などにもしるさゝれハ、かれもこれも

ミな無稽の言なるへし、源氏物語に、子の

こハいくつかまいらせんとあれハ、亥の日の餅

の残を翌日もくふと見へたり

按するに、月令広義に、五行書を引ていは

く、十月亥日餅をくらへハ、人をして病なから

しむ、又錦繡万花谷にはかくしるせり、

されとも其故をしらすいぶかし、右に

いへることく、家の多く子をうむにより

て、かれをうらやミ、婦人女子のたハふれ

になし来りし事なるへし、猶こと

わりしれらん人に問へへし(一七四)

右ノ書二因テ信按二西楚歳時記・斉

諧記・続斉諧記等ノ書ヲ看ニ、佳節

(40)

賀儀ノ権輿<sup>ハシメ</sup>、多ハ婦人女子ノ戯ニ近

キコトヨリ事始レハ、玄猪ノ賀儀亦其

権輿ハ猪ノ多ク子ヲ生育スルニ因テ、婦

人女子ノ亥ノ月亥ノ日ヲ以テ祝シ始メシヨリ

遂ニ朝廷ノ儀式ニ成シナルヘシ、玄ハ北方ノ

色陰ニ属シ、北風ヲ玄風ト曰ヒ、冬ヲ玄冬ト称

シテ、玄猪ノ玄亦此義ニ同シ、猪ハ猪ノ俗字

ナリ、豕也、或説ニ猪陰獸ナリ、故十月極陰

ノ月亥ノ日ヲ以テ祭りシヨリ事興レリト云

右之書取ハ繁岡<sup>(彦根藩士)</sup>信吾撰する所か、先ツ記し

置もの也、其上信吾之手風甚説かたし、真の

字性不分もあり、是等ハ元本之通り写し置

ものなり

一松平倉之介方之梅干之事<sup>(彦根藩士)</sup>

先ツ塩てつける、塩にかけんかあつてなり、先

ツつけて押をかける、頃合を考へて紫蘇

をもみ込、又押をかける、土用まで置、取出し

て日に干、能干上りて、最老へん梅すへ

入れ置事一夜、翌日天気あしけれハ

又翌日取出して干、能あたゝまり能

(41)

抜たる時瓶ニ入れ、紫蘇も同様干、夫

も瓶へ入れ、梅干の上へ入れ、能き酒を

沢山ふる、瓶の口してこミのかゝらぬ

様仕舞置、入用之節、夫を勝手次第

取出し<sup>(但、さい箸にて)</sup>用ゆ<sup>(但、醬湯をかけ用ゆるも)</sup>

一石谷鉄之丞家ニ申伝ヘ候由、左之通り申聞る<sup>(旗本)</sup>

大坂御陣場ニ而<sup>(并伊直孝)</sup>直孝様あめ皮を以御鑓之<sup>(近江国彦根藩主一五九〇〜一六五九)</sup>

鞆を 御自身御包被為遊、其残りを石谷先祖

十蔵江被遺、十蔵方ニも自身十文字鑓之

鞆を包まれ其後用られ、当時鉄之丞ニも

右之形を以あめ皮十文字鑓為持被申候趣、<sup>(宇津木六丞彦根藩士)</sup>

六之丞迄咄し被致候由也、右之外ニ是と申程の

事も無之旨咄され候由也

一彦根に豆腐之宜敷を左ニ認ム

外大工町<sup>七十八町</sup>能き豆腐有、中藪<sup>まかり角</sup>

ニ而たんほかよし、松原海老屋と云ふ

はふたへこし能し由、至而よし、鳥居本

宿ニ佐和山と云ふ角刀取か始めたる品あ

り、絹こしニ而至而能也、八日市ニあり、

格別の品の由<sup>家名八分りかね候得共</sup>絹越之<sup>(護)</sup>

至而よろしく、彦根方朝から取ニ遣せハ八ツ時

頃ニハ歸り来るよし、夕飯の間ニ合候事、

右之内上々ハ松原海老屋と八日市との

ニツ極上の趣也、右之通り朝比奈篤右衛門ニ<sup>(彦根藩士)</sup>

聞、猶又江戸ニ而大細川屋敷内ニ絹こしの

豆腐あるよし、至而品能き由也

一銘酒屋江戸本町式丁目松屋廣瀨と申者

三十六品以上種々の銘酒売也

歌仙の銘酒三十六品

還生酒 人参ぶとう酒 砂糖泡盛 甘露酒

蓬萊酒 紫蘇泡盛 保命酒 虎溪酒

紫蘇酒 芙蓉酒 九年酒 葱冬酒

仙齡酒 むめ酒 くわ酒 三千歳酒

くこ酒 肉桂酒 養老酒 不老酒

麦せうちう 谷葉酒 養龜酒 いはご酒

八珍万年酒 幾久酒 丁子酒 神仙茴香酒

喜撰酒 按香酒 涼風酒 柚園酒 延命酒

みかん酒 山吹酒 冥加酒(抄前カ)

以上三十六種

神方還生酒 長生不老酒

(43)

仙方蓬萊酒 九花甘露酒 臥竜東風酒

延寿羊霍酒 さふらん酒 大製砂糖泡盛

伊予せうちう 伊予古味りん 本なおし

十月ヨリ  
三月マテ 冬名酒 白酒  
中汲

生渚白 広瀬川 劍菱 瀧水 末広

隅田川 万歳

伊予今治 廣瀨忠兵衛製造

江戸壳弘店 本町二丁目北側

松屋廣瀨

大坂壳弘店 うつほ信濃丁西 吹田屋佐七郎

六歌仙物 六徳利入 一卜箱

江戸八景折詰 八徳利入

都鳥折詰 二徳利入

一多賀社 俊乗坊之事

俊乗坊重源住

東大寺龍松院大和尚

俊乗坊重源由来并延字縁記

抑俊乗坊重源、俗生は禁裏北面之武士

左衛門源巨、後出家して俊乗坊と改号、

然るに年六十壹才にして南都大仏殿再建

(44)

の 勅命を蒙りけれハ、余命量り難く

思ひ、春日明神に祈り、此神の御告によつて

多賀社に参籠し、三七日之間延寿の祈願

頻りなりける時に、廿一日に満る暁き蘭中に

明神白髪のお翁と現し給ひ、柏の葉に

蕙の一字を書、重源に与へ玉ふ、則艸延の

靈験を蒙り 南都に帰り大仏殿建立

十八年を経て成就し畢ぬ、依而 神恩

報せん為に再ひ参詣し、三国伝来の

仏舍利一粒金銅の塔の中に納、建久(一九八)

九年重源直筆之書翰相添 大社江

奉納有ける、今に当山第一之靈宝

となし置ぬ

多賀社僧

青龍山敏満寺般若院

弘化四年之春、三浦造酒ヲ以尋し答

一痰ぜんの薬 能き候由

滾痰丸 諸方売薬ニ有之、此度高

橋要人彼の人ニ聞、かうし町伊勢屋重兵衛

方の品買求め用候由之所、至極能き由ニ申

(45)

聞ル

一五月五日端午の祝粽をかこひ置、味噌汁ニ入れ

服すれハ、腹くたりによし

一山科殿言継卿筆跡 張交手鑑之内抜書

うかひする 嗽口

かひき 掻寄

ふるひ 篩揮薬也

くひしはる 剋

むしいひ 蒸飯 蒸し

こかしいひ 焦飯

そくいひ 続飯 ぞくひとも

あきなひ 商売

よはひ 齢

手布 手巾

攪

食

強飯

饗飯

粟飯

佃直

農捨

婿嫁 夜這

右之通り一紙はり附有之ニ付、写書留置、

原本ハ小納戸預之手鑑之内也、表題等無

之箱二七ト印有り

一補中益気湯煉薬之方 河村順碩ニ聞

黄芪 八匁三分 白木 五匁八分

当归 五匁八分 人参 五匁八分

柴胡 四匁五厘 陳皮 四匁五厘

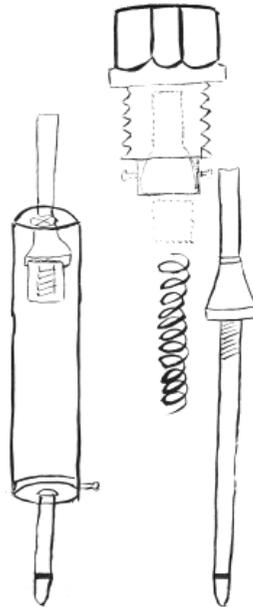
(46)

升麻 一匁 甘草 四匁

右煉蜜

一江州国友藤兵衛工風之風炮工合あひの略図

取りくつしたる図



(47)

一蕎麦之毒消ニは紺屋ニ而用ゆるカリヤスト

云ふ草有之、此カリヤストヲ煎して吞メハ宜敷ト

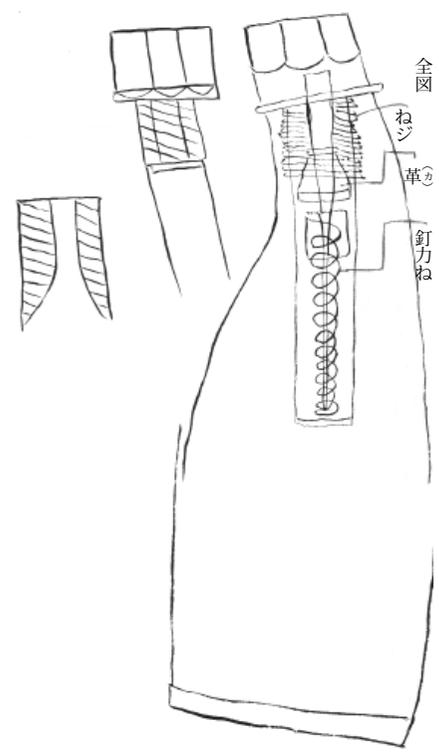
河村順碩申ス

一蚊のさしたる、サンシット草の葉を摺り付ハよし、

其かわりに ミセバヤト云ふ草の葉を摺り付て

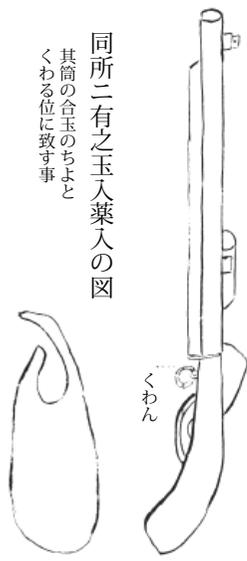
是も同様よきとなり、

一木曾道中塩尻峠ニ所持之鉄炮之図



同所ニ有之玉入薬入の図

其筒の合玉のちよと  
くわる位に致す事



(48)

一庭

図之垣

右不残細萩ヲ以拵者也、信州洗馬宿

小休庭の垣の図

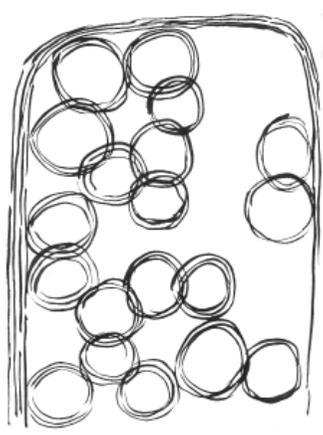
一 大高源吾用ひ候呼子笛

茶色の糸同ふさ

赤 うた口の処赤、外黒ぬり撫子の模様まきえ

赤

右之品義士大高源吾持候呼子笛正図、黒塗シ  
撫子ノ金蒔絵紅ノ房ヒモ共、



桐薬入  
ひょうたん  
の形り、今  
少しひろみ  
可有 (カ)



持主天明町服部政平、先代五七代迄医師、今ハ  
④⑤ 棧野守へ 今ハ御免無之、元泉岳寺より出候  
品之由也

一筑後の国ニ筑後川とて相応之河有り、其河

(49)

の岸ニ水天宮之御宮居あるよし、毎年四月

五日が御祭りの由也、不仕儀の事ニハ、五日の御祭りの前日

四日の夜ニハ、河太郎とてかつば夥く集り参詣をする

由、随分人も見らるゝよし、珍ら敷事也、水天宮の

つかいしめの河太郎一向ノ人をあやまてる事等は

更に無之由なり、全く水天宮の使しめと云ふ、

水天宮御守りとて世中ニ神梵字を字など紙ニ

判したるあり、是ハ宝剣有之、此宝剣を水にうつし、

其水ニ而梵字をすり候由、極内々の昔よりの申伝

る説ニ神璽宝剣之内なるよし、乍然当御代ニハ

憚かりて此説は秘して不云趣也、

世俗ニハ右之御守り札ハ懐中せぬものと云ふよし、

なせなれハ申と尋るに、此御守り札ハ海底ニて至而

好ミ候よし、なれハ云ふよし、全く宝剣より出たる説

なるへし、宝剣をうつすハ水なり、梵字ハ宝剣ニ

彫付あるニも有る間敷、水天宮ニ対したる字成

るか、夫ニ而ハ海底ニて望ミ好むの訳解し難し、

猶可考事、松岡行義 有職故実家 一七九四、一八四〇  
松岡次郎太郎も御守り札之

事ハ万事物毎に無滞通すを主とするよし、

彼屋敷ニハ専ら右之旨ニて貴む、彼屋敷内ニては

(50)

左のミ奇瑞之事も無之と申聞る、

右水天宮の祭りの事、河太郎の事、宝剣を

水にうつすの類ハ松岡次郎太郎に承る所なり

一 中嶋祐全家法

彦根藩士・藩医  
方 家 沈麝田 治諸病急症

木香 八分 沈香 一匁 丁香 八分 人参 六分

白檀 一匁 川芎 四分 藿香 一匁 砂仁 炒五分

桔梗 四分 草搔 四分 麝香 八分 細茶 一匁

甘草 二分 龍腦 二匁 金箔 為衣

右十六味糊丸

方 家 万金丹 治食滞積痛及氣鬱

桂枝 二匁 阿仙藥 拾匁 丁香 二匁 龍腦 三匁

麝香 三匁 甘草 三匁

右六味糊丸

方 家 神仙丸 治積痛

楊梅皮 四兩 胡黃連 二兩 龍腦 一兩 胡椒 一兩

右四味糊丸

方 家 麩求丸 治脾胃運動不宜或食滯之症

神麩 十匁 白朮 五匁 乾姜 三匁 桂枝 三匁 吳茱萸 二匁

山椒 二匁

(51)

右六味糊丸

家 殺虫丸 治蛔虫痛

方 番木鱉 二兩 荊芦 一兩半 鸚鵡菜 三兩

大黃 二兩 木香

右五味糊丸

家 愈痛散 治瘀血腹中痛者

方 五靈脂 二匁 莪述 一匁 當歸 一匁 良姜 八分

玄胡索 八分

右五味為細末每腹五分酢下

家 冰硼散 治咽喉及口舌齒口中一切腫痛

方 冰硼 五匁 冰片 五分 玄明粉 五匁 朱砂 六分

右四味細末

家 玄水丹 治咳嗽

方 薄荷 二十匁 甘草 八匁 砂仁 八匁 川芎 十六匁 桔梗 十六匁

龍腦 四匁

右蜜煉

家 寧志膏 治疽症心氣不安夜不眠者或

病後不安睡者

方 人參 去口（盧考） 十匁 酸棘 微炒十匁 辰砂 五匁 乳香 五匁

右細末蜜煉和杵為円○如是一粒薄荷

(52)

湯送下

家 五味子円 治久咳嗽日夜不已者

方 橘皮 六匁 麻黃 三匁 杏仁 三匁 茯苓 三匁 乾姜 三匁

貝母 三匁 五味子 一匁五分

右細末蜜煉每服 三匁

家 龍腦円 治一切痰切喘息老人風痰

方 薄荷 五匁 防風 七分 桔梗 七分 川芎 七分 砂仁 七分

白豆蔻 七分 白煇硝 一匁 龍腦 七分 甘草 一匁五分

右細末蜜煉以生姜汁送下

家 蘇合香円 一切氣付

方 蘇合香 一兩 薰陸 一兩 龍腦 一兩 青木香 二兩

白木 二兩 白檀 一兩半 丁香 一兩 沈香 一兩

莎草 一兩半 烏犀角 一兩 草撥 二兩 麝香 一兩

安息香 一兩 訶子 二兩

右細末蜜煉

家 延齡丹 治一切氣付痰切諸急症

方 沈香 五分 桂枝 五分 丁香 五分 砂仁 五分 辰砂 五分

甘草 五分 木香 二匁 白檀 三匁 乳香 三匁 桔梗 三匁

草撥 二匁 麝香 一匁 龍腦 八分

右蜜煉

(53)

右不殘中嶋祐全之家方をひそかに尋、書出し

たる書付ヲ以爰に記し置、尤先年之事也

一坂寿仙之三臓円 養真丹

人參三臓円

肉桂 五兩 茯苓 五兩 真芍藥 五兩 大棗 五兩 御種人參 二匁

生薑 壹匁 甘草 壹匁 水飴 代甘銅

右蜂蜜煉

養真丹 痰截妙方

良姜 十二二 干姜 四四 白木 丁子 一一 葛根 五五

陳皮 茯苓 縮砂 甘草 香附子 一一 五分

右十味細末蜂蜜二而煉

同人家秘方丸散 三通

神麝丹

沈香 二二 一分 丁香 藿香 射香

龍腦 各九分 宿砂 二二 一分 木香 川芎

桔梗 各六分 人參 白檀 各一一 二分 細茶 十二十二

右十二味為細末作丸辰砂為衣

沈香丸

楊梅皮 四十四十 胡黃連 四四 胡椒 一一

右為末糊丸之

(54)

枇杷葉散

木香 藿香 肉桂 莪述 各四四 三分

吳茱萸 二二 枇杷葉 三三 蛇床葉 三三 半

一清瀨宗伴方書上ル藥

精命丹

寒氣鬱結而寒熱往來惑痛霍亂

吐利時氣瘴瘧暴利月閉疾癰丁腫

驚癇小兒吐乳諸藥無効用此方其

驗如神

香附子 五十五十 茯苓 二十二十 肉桂 十五十五 鷄舌香 三三

良姜 五五 胡椒 三三 沈香 三三 麝香 二二

烏犀 二二 辰砂 三三

右為末蜂蜜ニテ煉并花水溫冷住意凡

服

一西澤道庵ニ尋答之趣左ニ認

○琥珀油 蘭名ヲーリヨムツケスイネ

主治水腫脹滿五痲閉結、每服三五滴溫湯二点、朝夕ニ

用之、膀胱ヲ清シ小便ヲ通ス、テンギラーユルソケスイネ

主治金瘡膿ヲ生者、或諸瘡新肉已ニ生シ口収リ難

者並効アリ

(55)

燒酒 九十六九十六 琥珀 十二十二

右琥珀燒酒ニ浸シ、磁瓶ニ収口ヲ封天日に曝ス

コト百日許、布袋ヲ以テ漉シ、磁瓶ニ收貯

○劉奇奴花油 蘭名 ヲーリヨムエペレシイ 百九十二百九十二

製油之法 六十四六十四 石臼ニ入レ搗細ニシ香油

ニ浸シ、磁瓶ニ入レ口ヲ封シ天日ニ曝スコト百日許、花熟

油盡ク紫色ト成ニ至リ取出シ鍋ニ入レ、慢火少許

煮、布袋ニ入種榨取清油

主治打撲杖瘡、或從高墜隨シ、或木石庄傷

瘀血疼痛金瘡痛ヲ止メ口ヲ収ム、或刀刃箭鏃

深ク経絡ヲ損傷シ血出テ不止者、綿糸子ニ塗

傷口ニ入能瘀血ヲ除キ血熱ヲ涼メ経絡ヲ養フ、或

湯澆火傷耳痛及關節骨痛者並効アリ

劉奇奴 和名 フトギリ草

○カンフルフラントウエン

主治諸筋骨疼痛以屈伸シ難ク、或蹟撲杖瘡木

石庄傷皮肉瘀血不散者並効アリ、又諸瘡腫或無

名腫毒肉色腫堅硬者石灰水ヲ加貼ス、又金瘡瘡

血ヲ洗去ニハ熱湯六七分加宜傷口ヲ温蒸スヘシ、俱ニ好シ

燒酒 百四十四錢 樟腦 十二錢

(56)

右二味樟腦為粗末燒酒ニ浸入磁瓶ニ収口ヲ

密封シ氣ヲ漏出サス、以天日曝スコト百日許而

后用ユ

○蜈蚣油 蘭名 ヲーリヨムミレペーター

製油之法蜈蚣大者三十枚香油九十六錢ニ浸入、磁瓶

ニ収、口ヲ封シ天日ニ曝スコト百日許、蜈蚣漸消化ニ至テ

以布袋漉シ液油ヲ取ル

主治、百虫人ヲ螫シ疼痛者、或湯澆火傷小便不利

者陰莖ニ貼ス、俱ニ効アリ

○白檀油 蘭名 ヲーリヨムタンタリユム

本草主治曰、消風熱腫毒治中惡鬼氣殺虫煎服

止心腹痛霍亂腎氣痛水磨塗外腎并腰腎痛

如散冷氣引胃氣上外進飲食噎膈吐食又面生黑

子每夜以將水水洗拭合赤磨汁塗之甚良

○カムフラントエン

主治、膝瘡感觸湯澆火傷及諸瘡腫有熱、但、赤腫

焮痛者能清瘡熱消腫痛

白粉 八十錢 白蠟 六十錢 梅花龍腦 二錢 麻油 百錢

椰子油 四十錢

右五味先油蠟ヲ以テ鍋ニ入微火ニ煮、蠟消化スルヲ

(57)

候ヒ布袋ヲ以テ濾シ磁盆ニ盛り、龍腦ヲ投シ、柳

棒攪転、稍冷凝ニ至リ白粉ヲ入レ煉終ル、磁瓶

ニ収貯、固ク口ヲ封シ氣ヲ漏サシメス、随用攤貼

加減之法 暑中ニハ白蠟八十錢 麻油八十錢

○テヤキロンコムコミイニス

主治、疥濕腫ノ三瘡、或頑癬胎癬、或氣血痰走注

作痛、或打撲杖瘡木石庄傷、或遍身筋骨疼痛

或癩瘡灸瘡等、又無名腫毒初起貼之能痛ヲ止、腫ヲ

消ス

乳香 極細末 琥珀 同 松脂 同 各十五錢

野菊花油 二百目 金密陀僧 極末細篩篩三遍 二百三十目

右五味先油密陀ヲ以鍋ニ入、水一合ヲ加文武火ニ煮、

柳棒攪転スルコト半日許、水氣去ル候ヒ、水中ニ滴シテ

軟硬ヲ試ミ、軟ハ再密陀ヲ加、硬ハ熟油ヲ加、軟硬

中ヲ得テ直ニ三味ノ葉末ヲ入煮、片時火ヲ離、稍温

ナルヲ候ヒ、水中ニ傾入シ冷凝セシメ、随テ膏ヲ以テ

扯抜百転以テ五六塊トナシ、白粉ヲ衣トシ收貯

○肉桂油 蘭名 ヲーリヨムシナモミ

主治、諸痛ヲ温散スル、心氣ノ不足ヲ調フ、懷妊ニ用ニ良、

其上鯨糞ヲ一分能酒ニテ用モ亦可也、癩毒ヌリテ

(58)

良、又曰、補心氣強命門温胃寒、此油四五滴ホト湯ニテ服ス、婦人産后患寒腹痛惡露不尽、雄雞ノ煮汁ニテ此油四五滴服之、能逐惡血生新血

○丁香油 蘭名 ヲーリヨムカリヨウフル

主治、風氣腹痛二三滴ホト白湯ニテ用テ良、氣鬱又ハ腹中塊有モ酒ニテ用、金瘡ニハ少温メ疵ノ内ニ入レ、上ニハ膏葉貼ス、平愈ノ時迄如此虫菌ノ痛ニフタメ、木綿ニ浸シ痛菌ノ上ニ貼ス、又風温ノ類ナトニモ油温メ塗ル、一日治筋コハリ、或冷症ノ痛ニ中風脚氣ニ良、風毒百毒ニ良、或眼腫痛、或頭痛

○薄荷油 蘭名 ヲーリヨムメンテ

主治、脾胃ヲ養痰ヲ治ス、用虫症霍乱ニ酒ニテ用、諸痛ヲ散シ氣ノ乱レタルニ、産後ニ不食ニ胸鬱ニ酒ニテ用

一誰ヨリ聞と云ふ事、先年ニ而不分

征□丸 (強カ)

揚梅皮 三匁 胡黃連 壹匁五分 胡椒 二匁  
苦莘 壹匁 主治も不聞置

一槌ニハ不分といへとも中嶋(念根藩士藩医)元降之申出候歟

桂花丸方

(59)

橄欖 一匁 阿仙藥 五分 上品細茶 一匁 桂花 二匁

孩児茶 一匁

右五味甘草濃煎汁ニ拌セ作丸

一西澤道庵(彦根藩士藩医)尋答ヲル所

榧之油 カヤ 蘭名 ヲ、リヨム(ヤ)メルテロウルン

製油之法、榧実ヲ搗碎キ蒸シテ布袋ニ入(搦)テ入テ

圧油ヲ取

氣味温一日熱

主治、金瘡、打撲、木石圧傷、皮肉損傷スル者、或諸瘡潰後新肉難生者俱ニ効アリ、或イペリコンノ油ニ和調貼最好シ、又旧キ瘡之類ニハ此油ヲ貼スルコトヲ忌ム

油之事ヲ蘭ニテヲ、リヨムト云、

イペリコンノ油ハ和名ヲトキリ草ノ油ノ事ナリ

一小縣清庵(藩医)申聞ル方

○生髮方

虎皮 毛付 牛皮 黒牛最好毛共用

右二品霜ニナシ、麻油ニ煉調敷

一方ニ云

松脂 十匁 麻油 一合 益母草 一匁 銅粉 二匁  
黒燒

(60)

蛇衣 白蠟 二匁 桑螵蛸 三箇

右蠟油ヲ煉テ後五味ノ細末ヲ鍋ニ下シテ

擾之

一方ニ云

荊芥 鮒魚頭 各等分

右二品黒焼為末麻油ニテ附ル

一西沢道庵(彦根藩士・藩医)ヨリ尋ル所か

○デベンシイブン 金瘡跌撲傷損ノ血ヲ止

痛ヲ和ケ肉ヲ上ケ、或ハ高ヨリ墜下瘀血凝リ

痛ムヲ治ス、切疵折傷ニハ木綿ニノベ貼ス

○テリアーカ 病犬惡鼠ニ咬レ諸ノ毒虫

蝨タルニ、其口并四方ニ附テ毒氣ヲ去リ痛ヲ

和ク、其外疔瘡腫物ノ初発ニ附テ毒ヲ解ス、

金瘡脱血強ク、或高ヨリ墜下氣絶スル者、氣

附ニ用テ効アリ

○カノノフル薬法覚

南蛮語なり、紅毛にてハフルトステンと云

なり、其色赤くして血のことし、血とめに用て治

吐血衄血等、掌中に握て治する事神のことし

右は西澤道庵(彦根藩士・藩医)、紅毛人江戸江参り候節

(61)

通詞に承り候処、右之通り申聞候由

時于文化十一年三月五日

一真田信濃守(真田幸直 信濃國松代藩主一七九一〜一八五二)ニ承ル薬法

小兒救命丸

人參 熊胆 麝香 阿片 エンレンサ、ラン(牛鼻ノ事也)

右五味等分細末ニシテ糊ニシテ丸シ・此位ニ

丸シ小兒ノ年ノ数ホトツ、白湯ニテ用ユ

五疳 驚風 百日咳 胎毒

右之外小兒一切諸病ニ妙なりと伝へ申候ヨシ

一神仙膏

当歸 芍薬 川芎 白芷 地黄

肉桂 玄参 大黄 小人参各七十目 黄丹六十目

胡麻油百二十目

右麻油ヲ以薬ヲ煎し、去滓黄丹ヲ入、微火

ニ而煉上ル

益氣湯煉薬之方

黄芪 八匁三分 白木 五匁八分 当歸 人參 五匁八分 紫胡四匁五厘

陳皮 四匁五厘 升麻 一匁 甘草 四匁

右煉蜜

一五雲子之伝(大原五雲子 明末に日本に渡來した医師) 製方

(62)

羊羹方 五雲子相伝之方

小豆 五合コシ粉ニナルホド 砂糖 百目白ニテモ黒ニテモ好次第

テ入ル、白ナラハ塵ヲ撰ミ 温飩ノ粉 二合、但堅ヲ好ム時ハ 塩 一匁

スクニ入テモ佳シ 二匁又三匁入テモヨシ

右コねアゲ蒸ス也、ヨククコねサレハ温飩粉見ユル

ゾ、黒ミヲ付ルニハ鍋墨ヲ鳥羽ニテ掃落シ加ル、少シハカリ、

右ノ分量ヲ以三竿ホドニナル也、ヨク交へ、セイロウニ敷

布ヲシキ、コねタルマ、ニテ入蒸スコト半時、或ハ四半時

バカリカケテトリ上ケ、又マゼ合セ、組上ニテ形ハイカヤ

ウニモ直シ但ス、アマ形ナドニセバ竹ヲ以テ形ヲ付ル、

敷布二包ミ布ノ上ヨリ形ヲ付ル、布ニシメリ無レハ  
布ニツクナリ

求肥飴

餅米 上白 一升 氷砂糖 三斤  
但百六十目一斤也 葛粉 五夕  
蕨粉 五夕

右餅米ヲ水ニ漬ヲキ、摺鉢ニテヨク研リ水飛ス、一  
夜ヲケハイツナリ、其粉ニ右ノ砂糖・葛・蕨粉三品ヲ  
入レ、銅鍋ニテナルホド炭火ヲユルクシテ竹篋ヲ以テヨク  
ねリ、ヨホドドロくトナリタル時フチノアル箱ヘ入レテ良  
シ、マナ板ノ上ニ葛粉ヲフリ其上ヘアゲ、竹篋ニテツク

(63)

リ又其上ヘ葛粉ヲフリヨク冷メ切用ユ

煉砂糖法

凡百菓子以此法煉而加之

白砂糖黒砂糖トモニ一斤ノ内ヘ水三合ホド入レ、鍋ニ  
入レ火ニカケネリ煎シ、布ニテシボリコス、但、羊羹ニ入ルニ  
ハ少シ煉ツメタル好シ、ユルキ内ニコシ、其後煉ツメテ好シ、  
羊羹ハコシ、小豆シルキユヘニネリツメネバユルスキテア  
シ(也カ)黒砂糖ハシヤムト云方好シ、菓子屋ニハ琉球ヲ用ユ、  
(一八四八)琉球ハ色黒ク味重シ、石灰ノ氣アリテ不宜

一嘉永元年夏土用人頃方炎暑強く、殊二今

八月五日ニ至りとんと雨降不申、漸耆両日少し斗り

夕立景色ニテ雨氣有之斗り候、然ル処(谷村可順 石州流嘉順派の茶人)

嘉順二承る所、百姓共申居ル、当年ハ荒日

二荒申間敷、もろこし之草葉にちゝみ

出来候年ハ荒候由、今年ハ縮ミ出来不申

故、夫々何日ニも荒申間敷と申居候由也、既二

今八月五日迄二八月朔日二百十日ハ八月四日之

処、穩二候事、此已後何日ニ静二候ハ、弥ら敷事二候也

一五香之儀用候節之禁物左之通

五香服薬之節禁物之品

一青菜 一大根 一あぶらけ

一川魚 一こふばしき物

(64)

右前後半時つゝ禁ず

同用ひ方

あつき白湯にざつとふり出し、七へん斗

用ひ候事

右五香之伝来(彦根藩士家)三浦家ニ限る事、此本初紙

より紙数十三枚目書乘セ置、可見合事

一香煎法 主治積聚 霍乱 咳日久不止者

蒲公英 一斤 甘松 十兩

右水以三濃煎去滓煮如飴用之

伝曰斯方不知何人整也、中世直瀬家(日本医学中興の祖とされる曲直瀬道三(一五〇七-一九四)

之製乎、其功如神

右法河村順碩ヨリ聞

一塩漬茄子漬方

水壺升二塩二合程入、酢小茶碗二一ツ程入

能煮立、其なつめ度成候程御さまし被成、

右水の分量にハ小なすなれハ百ほど

漬申候、なす跡先ヲ取、少しの間水二つけ  
 おき、塩水さめ候ハ、茄子の水ヲよく  
 たらし御漬被成候、御入物へ御入少し斗  
 右なすへふり塩いたし、夫方さめ候塩水ヲ

(65)

■■■■御入おしふたヲ御おき、押ヲ御おき  
(ハ、カ)  
 被成候てよろしく御さ□、猶また後々

御漬被成候なすハ幾度も其漬水ヲ

用ひ、塩はかりを又二合程入、右塩水

ヲせんじ、よくひへ候所にて茄子前之

通二被成御漬被成候、二度めからハ能く

色も付申候

右之通守真院殿より申来、試る所也  
(近江國彦根藩主井伊直中の兄直富の正室直亮の伯母)

併認メ方不得届ま、口伝なけれハ十分

二ハ出来かね候、申来るま、を写取置

一弘化二巳年正月、奥御右筆東條半左衛門様  
(一八四五)

御用召二付、名代万石以上以下之訳相伺候処

御前辺之御用召候得は、名代八万石以上二

無之而ハ不相成、尤前髪有之候而ハ不相成、

御前御用二無之節ハ、万石以下之末家

或ハ御先年二而も何二而も不苦段被仰聞候

二付、御前御用之程合何之訳二而相分候

哉と相伺候所、式日之外五時五半時之

御用二而有之、式日二候得は五半時四時之

(66)

御用召ハ 御前御用二無之旨心得宜

旨被仰聞候、廻状二有之

一桃居嘉三家伝来  
(彦根藩士)

赤龍丹薬法

朝鮮大人参 八匁

射香 二匁

雄黄 三匁

辰砂 六匁

犀角 三匁

銀泊(色) 四十枚

玳瑁 三匁

龍腦 三匁

朱砂 三匁

茯苓 四匁

甘草 四匁

虎珀 三匁

安息香 四匁

牛黄 二匁

桔梗 四匁

金泊(色) 四十枚

右十六味細末ニシテ清蜜ニテ煉本法ト故、当時

調合不仕候

当時調合仕候赤龍丹一斎薬法

朝鮮大人参 四匁

沈香 マナバン二匁

茯苓 二匁

丁子 新花二匁

赤石脂 四匁

金泊(色) 色吉四十枚

射香 臍最上二匁

桔梗 四匁

辰砂 水飛八匁

黄蓮 加賀二匁

代砂石 四匁

銀泊(色) 色吉四十枚

龍腦 二匁

白祖 二匁

肉桂 厚皮二匁

薰陸 虎珀二匁

犀角 鳥二匁

右十七味蜂蜜ニテ調合仕候

但し白祖之事ハ白檀之由也、古書ニ白祖と有之由也

彦根城博物館

研究紀要 第35号

令和七年(二〇二五)三月二十六日発行

編集・発行

彦根城博物館

〒522-0061

滋賀県彦根市金亀町一番一号

電話

〇七四九一二一六二〇〇

印刷

サンライズ出版株式会社

